

江の川水系出羽川流域
河川整備計画

付 属 資 料

平成 26 年 1 月

島 根 県

河川整備計画 付属資料 目次

[ページ]

[I]河川整備計画に関する事項

1. 河川法改正の流れ	I-1
2. 改正の主旨	I-1
3. 河川整備の理念	I-2
4. 河川整備計画の位置づけ	I-2
5. 出羽川流域河川管理区間	I-4

[II]出羽川流域の基礎的事項に関する資料

1. 出羽川流域の自然環境に関する資料	II-1
(1) 気 象	II-1
(2) 地 形	II-3
(3) 地 質	II-5
(4) 林 相	II-9
(5) 動植物	II-12
2. 出羽川流域の社会環境に関する資料	II-18
(1) 人 口	II-18
(2) 産 業	II-20
(3) 土地利用	II-28
(4) 交 通	II-30
(5) 歴史と文化財	II-32
(6) 観光	II-37
3. 出羽川流域の治水・利水・河川環境に関する資料	II-43
(1) 洪水履歴と治水事業の実施状況	II-43
(2) 雨量観測所	II-48
(3) 計画高水流量	II-50
(4) 水利用の状況	II-52
(5) 流量及び水質	II-55
(6) 河川環境	II-59
4. 関連諸計画	II-60
(1) 江の川水系河川環境管理基本計画	II-60
(2) 川本地区溪流環境整備計画	II-64
(3) 土地利用基本計画	II-69
(4) 自然環境に関わる法的規制	II-72
(5) 島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン	II-74
(6) 邑南町第1次総合振興計画	II-76

[I] 河川整備計画に関する事項

1. 河川法改正の流れ

わが国の河川制度は明治29年に旧河川法が制定されて以来、幾度かの改正を経て現在に至っている。特に昭和39年に制定された新河川法では、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、今日の河川行政の基本としての役割を担ってきた。

しかしながら、その後の社会情勢の変化等により、河川の担うべき役割、河川へ求める社会のニーズは大きく変化した。現在では、河川は治水、利水を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境等として捉えられ、また地域の個性を生かした川づくりが求められるようになってきた。

こうした変化をふまえて平成8年12月、河川審議会において「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方」が提言され、これに基づき旧建設省では新河川法の改正の検討を行い、平成9年第140回国会に「河川法を一部改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は可決成立し現在の改正河川法が誕生した。

河川法改正の流れの概要を下図に示す。

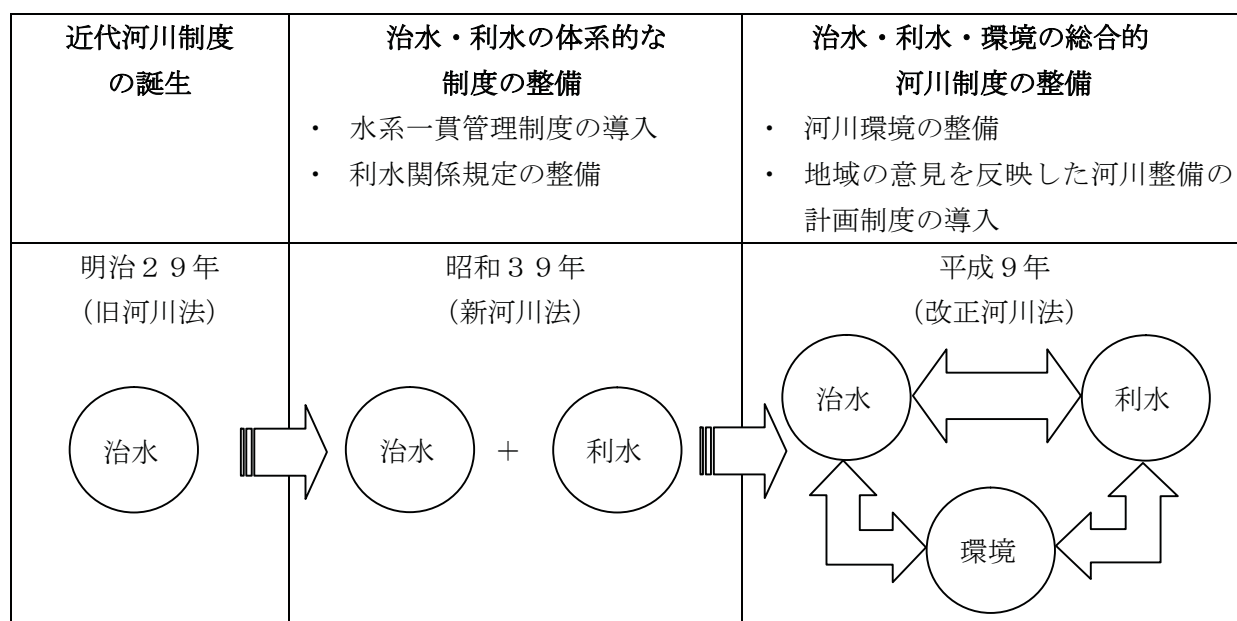


図-1.1 河川法改正の流れ

2. 改正の主旨

改正河川法（平成9年）において、河川法第1条で新河川法（昭和39年）にはなかった「河川環境の整備と保全」が掲げられ、河川管理の責務の一つとして新たに位置づけられた。これにより河川法の目的に「河川環境」が明記され、現在の河川事業に求められる環境関連のことが実態に即したものとなることを目指している。

また、近年重視されている河道内の生態系の保全、河川の水と緑の環境、河川空間のアメニティといった要素を捉えた川づくりにも対応できるよう目指している。

ただし「河川環境の整備と保全」は、河川の総合的管理の一内容として追加されたもので

あり、河川環境だけを特別に重視すべきという趣旨ではない。河川管理は治水、利水、環境の総合的な河川管理が確保されるように適正に行わなければならない。実際には環境の目的と治水利水目的が相反する可能性も考えられるが、その際にはそれぞれの目的を対立的に捉えるのではなく、総合的な河川管理が行えるよう個別の河川の環境の状況や治水安全度等を踏まえ、地域の意向を反映しつつ、適宜判断していかなければならない。

3. 河川整備の理念

川づくりは流域の視点に立って、人と水との関わりの再構築を図りながら、災害に強く、渇水にも安全で、平常時を見据えた川づくりを行い、そこに住む人々の地域づくりを支援する必要がある。

整備にあたっては、自然環境の保全に努め、水と緑の空間を提供する河川整備の創造を図っていく必要もある。そこで、『「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり』『「健やかな地域」を育てる川づくり』『「豊かな自然」を守る川づくり』をキーワードとして、治水、利水、環境を総合的に捉えた河川整備の推進を目指し、「住みよいまち」、「住みたいまち」の実現に寄与する川づくりに取り組んでいく。

また、地域住民との密接な連携を図りながら、河川整備に対するニーズに的確に応え、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進することとする。

4. 河川整備計画の位置づけ

河川整備基本方針（河川法第16条）は、洪水、高潮等による災害を防止する治水計画、渇水の解消に努め、安定的な水道用水、かんがい用水等を供給する利水計画及び自然豊かな河川の空間利用と保全を目指した環境計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を長期的な計画として定めたものである。

また、河川整備計画（河川法第16条の2）の位置づけとしては、河川整備基本方針に沿った上で、今後20～30年後を目途とした整備内容を定めたものであり、他の関連計画等との整合を図りながら策定・推進するとともに、具体の「川づくり」の姿を地域に提示しつつ、地域の意見を反映しながら策定するものである。

本計画は現時点の課題や河道状況等に基づき策定されたものであり、河道状況や社会環境の変化等に応じ適宜見直しを行うものとする。

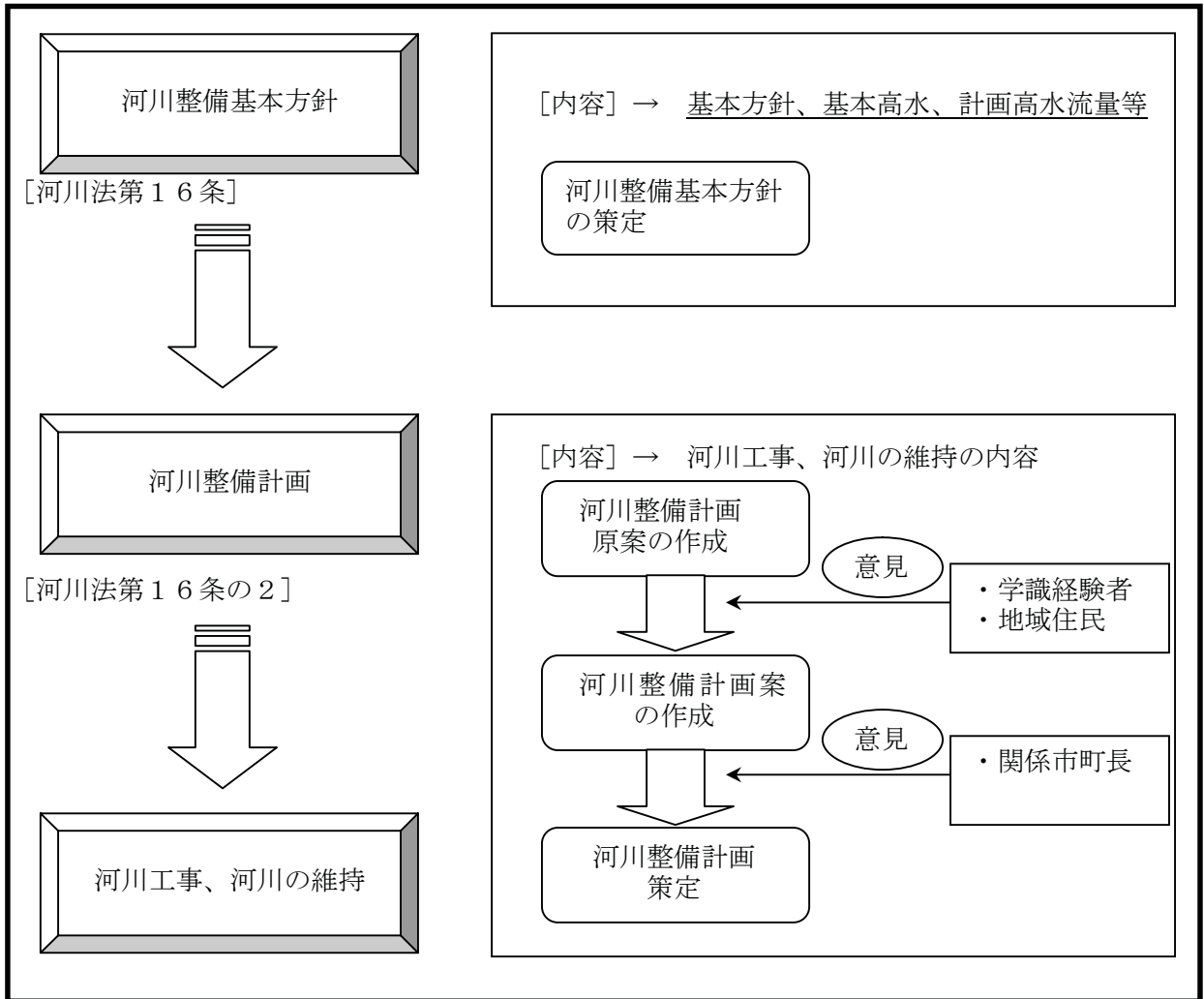


図-4.1 河川整備基本方針～整備計画～工事実施までの流れ

5. 出羽川流域河川管理区間

整理 番号	河川名			水系別		上流端		下流端	関係市町村 (旧区分)
				指定延長 (km)	流域面積 (km ²)	左岸	右岸		
1-318	出羽川		イヅワガワ	34.44	50.4	邑南町上田所字鷹の子1,013番地先	邑南町上田所字松原1,014番地先	江の川への合流点	瑞穂町
1-319		長田川	ナガタガワ	4.00	13.2	邑南町戸河内字岨迫774番の1地先	邑南町戸河内字岨迫665番の1地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-320		菖蒲川	アヤマガワ	3.00	1.0	邑南町下口羽字坪の木612番地先	邑南町下口羽字上田614番地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-321		神谷川	カンダニガワ	1.20	1.7	邑南町上口羽字鍛次屋田513番地先	邑南町上口羽字灰屋床柿内518番地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-322		大庭川	オオニワガワ	1.50	1.7	邑南町阿須那字前大利1,628番地先	邑南町阿須那字前大利門1,626番地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-323		旅迫川	ルビツサコガワ	2.30	2.6	邑南町阿須那字助左衛門畑1,501番地先	邑南町阿須那字大道下1,499番地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-324		木須田川	キスツガワ	1.50	1.7	邑南町阿須那字小原屋前196番地先	邑南町阿須那字上藤根上194番地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-325		雪田川	ユキガワ	2.80	5.5	邑南町雪田字中祖906番地先	邑南町雪田字中祖904番地先	出羽川への合流点	羽須美村
1-326		伏谷川	フシタガワ	3.90	3.6	邑南町伏谷字向砂田604番の1地先	邑南町伏谷字砂田下543番の1地先	出羽川への合流点	瑞穂町
1-327		高見川	タカミガワ	6.49	7.3	邑南町高見字久庄原1,879番の2地先の岩崎橋		出羽川への合流点	瑞穂町
1-328		安田川	ヤスタガワ	1.80	3.2	邑南町高見字下森ノ下川平468番地先	邑南町高見字森の下655番地先	高見川への合流点	瑞穂町
1-329		杉谷川	スギタガワ	0.60	1.5	邑南町高見2,288番地先	邑南町高見905番地先	安田川への合流点	瑞穂町
1-330		円の板川	エンノイガワ	5.00	11.3	邑南町高見字シジラ畑2,129番の5地先		高見川への合流点	瑞穂町
1-331		岩屋川	イワヤガワ	4.50	6.8	邑南町岩屋字平918番地の三ツ橋		出羽川への合流点	瑞穂町
1-332		黒坊川	クロボガワ	1.80	3.8	邑南町岩屋字切石177番地先	邑南町岩屋字ハシガ原214番の1地先	出羽川への合流点	瑞穂町
1-333		山田川	ヤマダガワ	0.80	1.4	邑南町出羽211番の1地先	邑南町淀原671番地先	出羽川への合流点	瑞穂町
1-334		三沢谷川	ミサワダニガワ	1.00	2.1	邑南町鱒淵562番地先	邑南町鱒淵558番地先	出羽川への合流点	瑞穂町
1-335		堂所川	ドウソコガワ	2.50	1.5	邑南町下田所458番の3地先	邑南町下田所457番の1地先	出羽川への合流点	瑞穂町
1-336		亀谷川	カメタガワ	5.03	9.6	邑南町上亀谷字二ノ谷1,128番の1地先の亀谷砂防堰堤		出羽川への合流点	瑞穂町
1-337		高水川	タカミヅガワ	3.60	10.0	邑南町上田所字上若杉1,741番地先	邑南町上田所字鷹ノ子出口2,419番地先	出羽川への合流点	瑞穂町・石見町
1-338		大草川	オオクサガワ	3.80	5.9	邑南町上亀谷字ナガレ680番の4地先	邑南町上亀谷字カキノ内697番の1地先	出羽川への合流点	瑞穂町
1-339		小林川	コバヤシガワ	3.50	11.1	田ノ迫川の合流点		出羽川への合流点	瑞穂町
1-340		田ノ迫川	タノサコガワ	2.00	4.2	邑南町上田所1,430番地先	邑南町上田所2,358番地先	小林川への合流点	瑞穂町
1-341		三坂川	ミサカガワ	0.30	1.0	邑南町上田所902番の2地先	邑南町上田所913番地先	出羽川への合流点	瑞穂町
	合計			97.36	162.10				

[出典：島根県資料]

[Ⅱ] 出羽川流域の基礎的事項に関する資料

1. 出羽川流域の自然環境に関する資料

(1) 気象

出羽川流域の気候は日本海型に属し、流域内にある瑞穂気象観測所のデータによると、近年10ヵ年（平成14年～23年）の平均気温は12.2℃、最高気温26.0℃（平成22年8月）、最低気温-1.7℃（平成23年1月）、平均年降水量1,879mmとなっている。また、流域内の月別降水量は、梅雨時期の6、7月及び台風期の9月に多い傾向を示している。

表 1.1 出羽川流域の気温（瑞穂気象観測所）

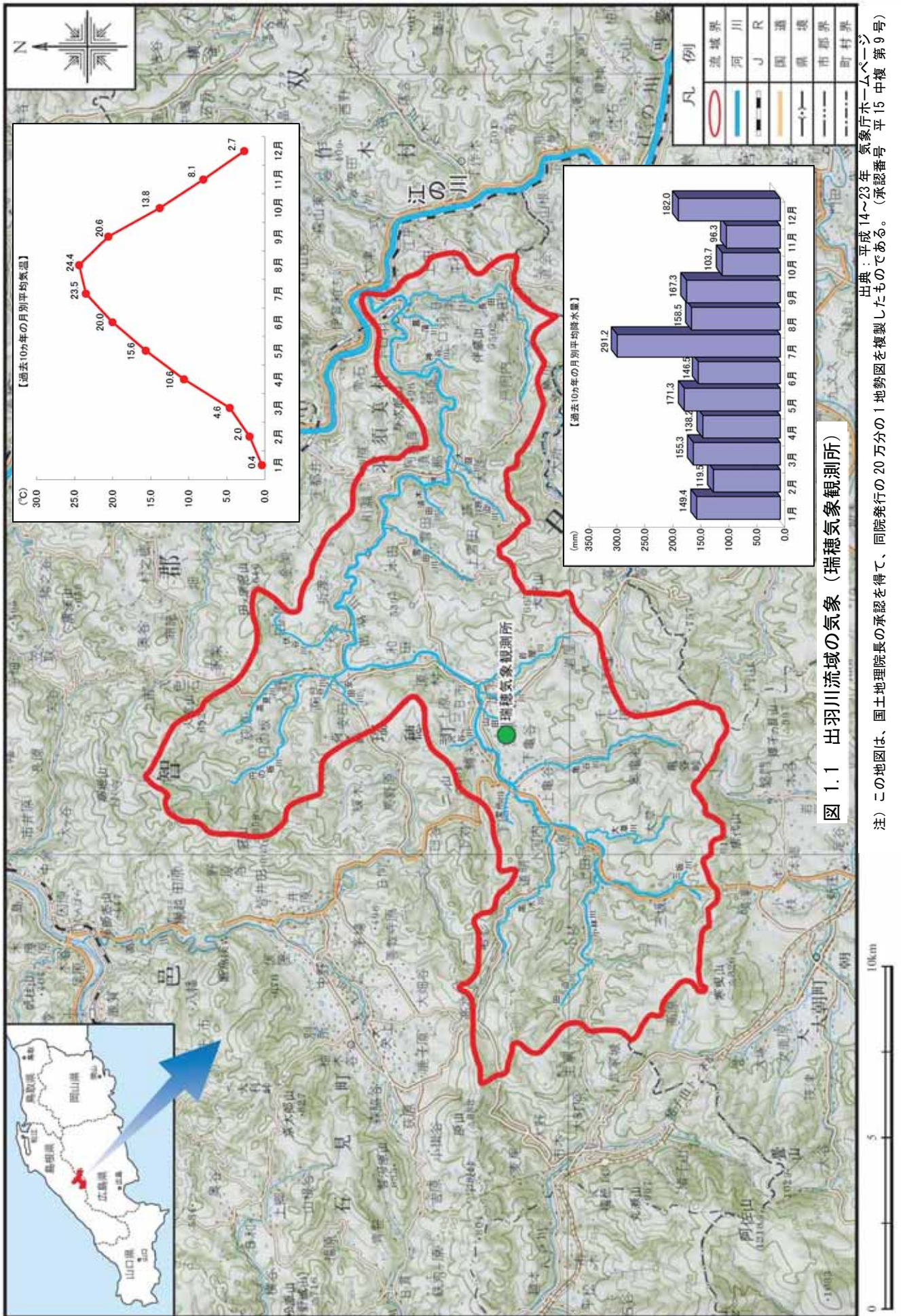
年 月	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	平均 (℃)
1月	2.0	-0.5	0.1	0.4	0.3	1.5	0.8	-0.1	1.1	-1.7	0.4
2月	2.1	1.8	2.6	0.5	1.3	3.8	-0.4	3.7	3.7	1.0	2.0
3月	6.7	4.0	4.8	3.7	3.7	5.3	5.2	5.6	5.1	2.1	4.6
4月	12.2	11.6	11.6	12.0	9.7	9.7	10.4	10.8	9.6	8.7	10.6
5月	15.9	16.2	16.7	14.7	16.0	15.3	15.3	15.5	14.8	16.0	15.6
6月	19.6	19.6	20.3	21.3	20.0	19.9	19.0	19.8	20.2	20.6	20.0
7月	24.9	21.4	25.0	23.4	23.3	22.3	24.8	22.7	23.5	23.8	23.5
8月	24.2	23.4	24.2	23.9	25.5	25.1	23.7	23.7	26.0	24.3	24.4
9月	19.9	20.6	21.6	21.2	18.7	22.4	20.4	19.4	21.4	20.1	20.6
10月	12.8	12.5	13.8	14.1	15.1	14.7	14.2	13.4	14.0	13.5	13.8
11月	4.9	10.5	9.6	7.2	8.7	7.6	7.5	8.1	6.5	10.2	8.1
12月	2.7	3.0	3.7	-0.2	3.2	4.0	3.3	2.3	2.6	2.4	2.7
最高	24.9	23.4	25.0	23.9	25.5	25.1	24.8	23.7	26.0	24.3	
最低	2.0	-0.5	0.1	-0.2	0.3	1.5	-0.4	-0.1	1.1	-1.7	
平均(℃)	12.3	12.0	12.8	11.9	12.1	12.6	12.0	12.1	12.4	11.8	12.2

出典：平成14～23年 気象庁ホームページ

表 1.2 出羽川流域の降水量（瑞穂気象観測所）

年 月	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	平均 (mm)
1月	201	245	72	165	81	83	135	241	106	166	149.4
2月	75	99	117	144	144	99	201	112	94	110	119.5
3月	194	168	135	156	208	83	161	99	240	110	155.3
4月	122	192	113	40	206	72	130	153	207	148	138.2
5月	177	213	265	62	213	154	181	33	125	290	171.3
6月	91	166	135	34	206	109	161	207	180	176	146.5
7月	153	433	81	375	580	249	159	422	290	171	291.2
8月	85	273	259	128	133	195	208	35	52	218	158.5
9月	64	149	378	169	146	106	197	74	98	294	167.3
10月	103	12	317	114	58	79	47	76	109	123	103.7
11月	131	139	39	90	74	56	125	187	48	75	96.3
12月	166	186	202	246	139	171	151	106	264	189	182.0
総量(mm)	1,562	2,275	2,113	1,723	2,188	1,456	1,855	1,743	1,810	2,067	1879.0

出典：平成14～23年 気象庁ホームページ



出典：平成14～23年 気象庁ホームページ
 (注) この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号 平15 中複 第9号)

(2) 地 形

出羽川流域は、中国山地の北側にあたり、標高100～500m程度の準平原が広く分布している。その流域は、邑南町域に属している。

出羽川は、寒曳山（標高 825.8m）の北斜面に源を発し、邑南町の中央部を北東に流下する。高水川流入付近より下流は、両岸に典型的な河岸段丘がみられ、標高300m前後を中心に、河床より約20m高い平坦な面を形成している。高見川流入地点から急に東方に流路を転じ、伏谷を過ぎると、激しく蛇行しながら山あいを流下する。阿須那では盆地を形成し、谷底にわずかな平地がひらけ、蛇行の内側に沖積地を抱くが、大庭より再び蛇行を繰り返しながら急流となって口羽に至る。口羽では次第に谷底の幅が広がり、蛇曲しながら低平地を形成し、西之原で一級河川江の川と合流する。

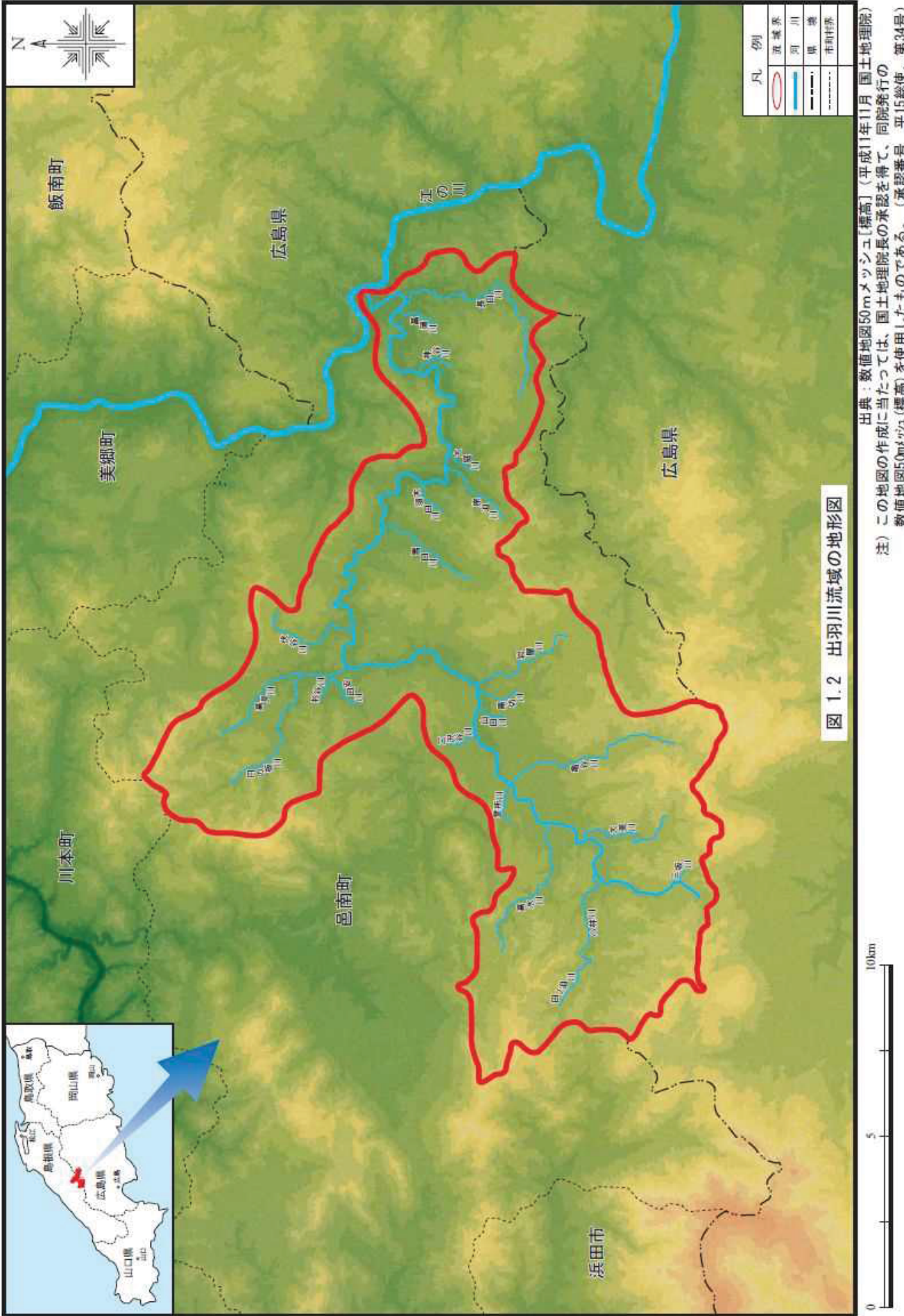


図 1.2 出羽川流域の地形図

出典：数値地図50mメッシュ【標高】（平成11年11月 国土地理院）
 注）この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
 数値地図50mメッシュ（標高）を使用したものである。（承認番号 平15総使、第34号）

(3) 地 質

出羽川流域の地質のうち、上中流域は、主として中生代白亜紀後期の噴出と貫入による流紋岩質岩類と花崗岩質岩類の火成岩よりなる。また、出羽川に沿う田所、出羽、段原などの低地には河岸段丘が所々に発達し、そこには更に、より新期の第四紀洪積世の段丘堆積物が認められる。

下流域は、後期古第三紀の作木安山岩類と呼ばれる凝灰岩を含む安山岩及び石英閃緑岩が多く分布している。また、支川長田川流域の戸河内から大草、長田、松木にかけて、およそ2億2,500万年前の古生代ペルム紀に深い海に堆積した砂岩、頁岩がみられ、羽須美層と呼ばれる。

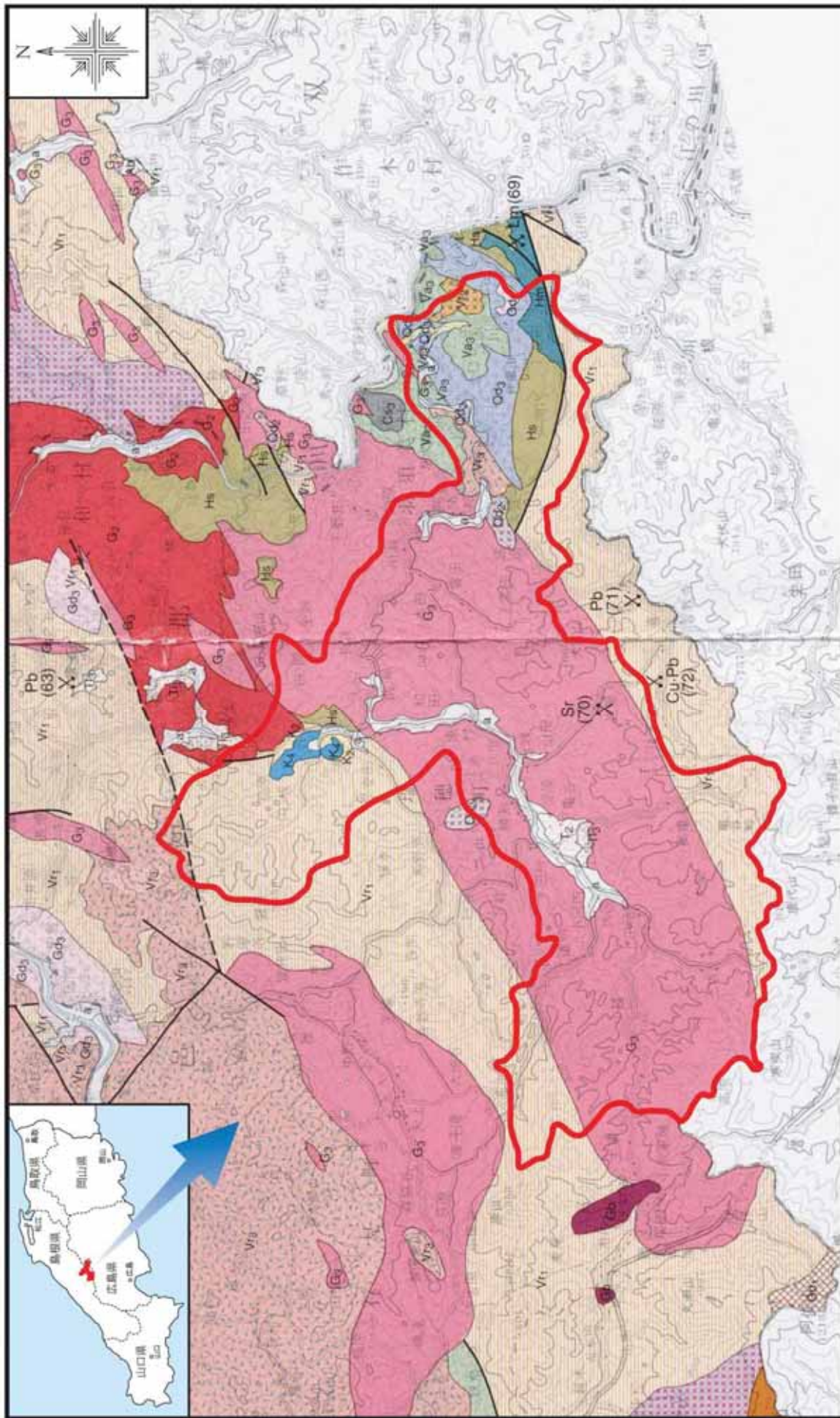
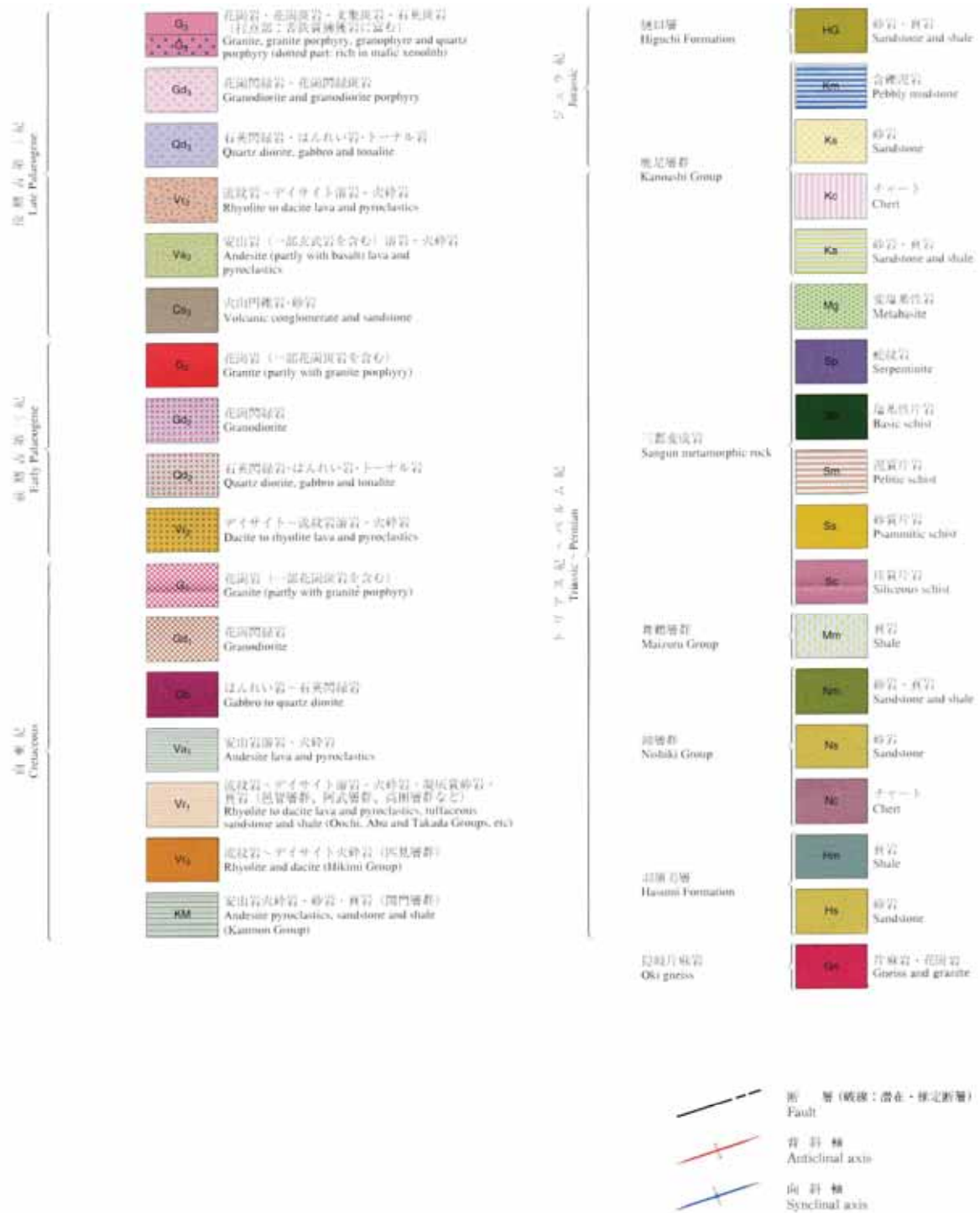


図 1.3 出羽川流域地質図

出典：鳥根県地質図（平成9年 新編鳥根県地質図編集委員会）
 注）この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。（承認番号 平15 中復 第9号）

地質図凡例 (2)



出典：島根県地質図（平成 9 年 新編島根県地質図編集委員会）

(4) 林 相

出羽川流域の植生は、上中流域はヤブツバキクラス域代償植生であるコナラ群落及びコバノミツバツツジーアカマツ群落が大半を占め、スギ・ヒノキ・サワラ植林が点在する。下流域は、コナラ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林がその大半を占めている。また、出羽川及びその支川に沿うように水田が広がっている。

邑南町の総面積（419.22 km²）のうち、出羽川流域に係る旧瑞穂町、旧羽須美村の林野面積（247.17km²）は59.0%を占める。その経営形態別林野面積は、国有林が7.59km²（3.1%）と極めて少なく、全体の75.6%にあたる186.93 km²が民有の私有林となっている。また、種別林野面積構成は、広葉樹が56.5%（人工林0.1%、天然林99.9%）、針葉樹が42.6%（人工林84.1%、天然林15.9%）となっている。

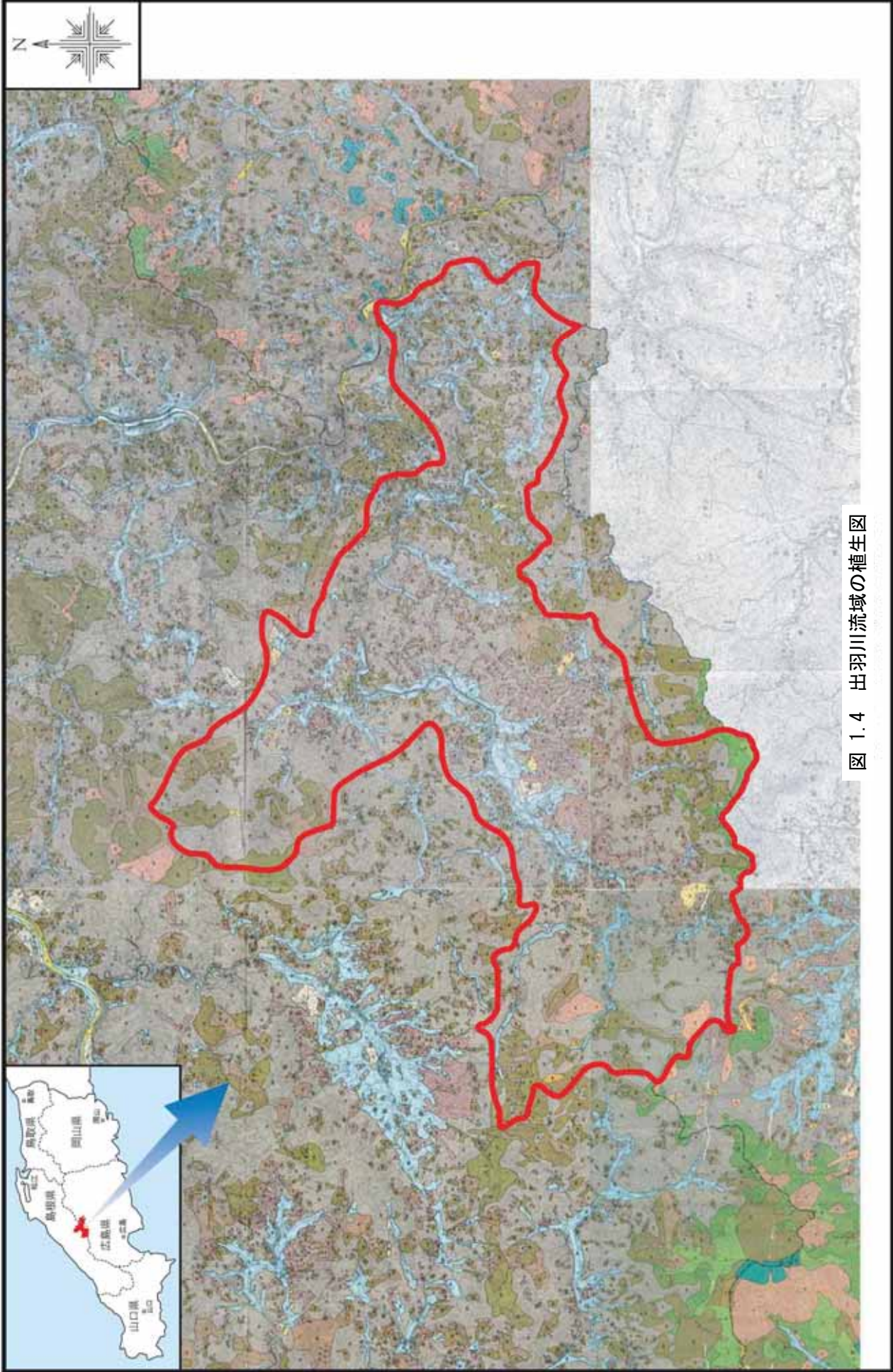


図 1.4 出羽川流域の植生図

注) この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。(承認番号 平成 15年 5月 29日環生多第72号 (環境省承認番号) 平成 15年 5月 29日環生多第72号)

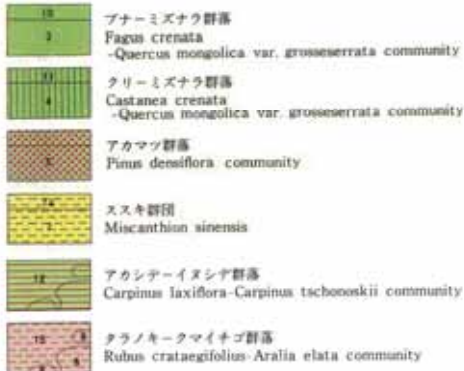
出典：第2回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図(昭和57年、環境庁)

植生図凡例

IV. ブナクラス域自然植生 Natural Vegetation in Fagetea crenatae Region



V. ブナクラス域代償植生 Substitutional Communities in Fagetea crenatae Region



VI. ヤブツバキクラス域自然植生 Natural Vegetation in Camellietea japonicae Region



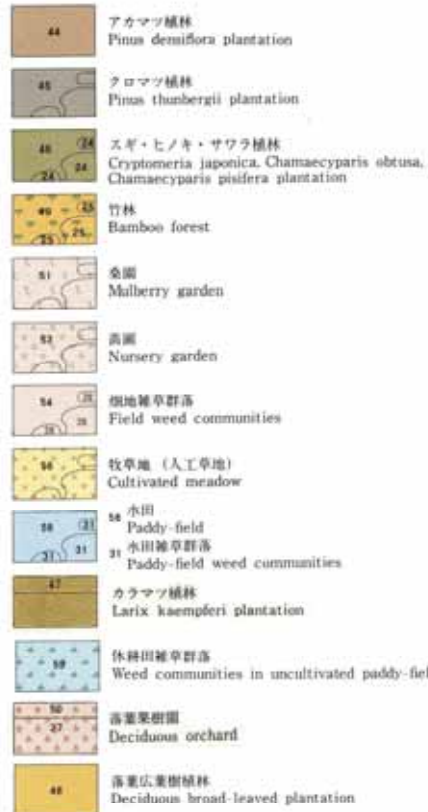
VII. ヤブツバキクラス域代償植生 Substitutional Communities in Camellietea japonicae Region



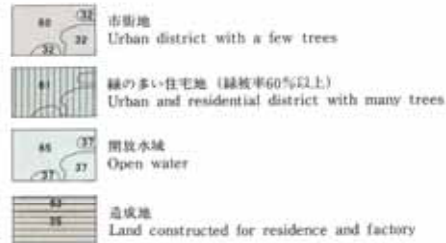
VIII. 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生(各クラス域共通) River-side, Moor, Salt marsh and Dune



IX. 植林地, 耕作地植生(各クラス域共通) Plantation and Cultural Land



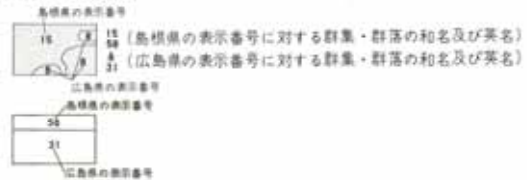
X. その他 Others



注1. 凡例の詳細については、「植生調査報告書」に掲載されている「凡例解説」を参照されたい。

注2. 凡例の学名及び英名は、環境庁が付したものである。

注3. 凡例表示例



(5) 動植物

1) 指定天然記念物等

出羽川流域における天然記念物には、国特別指定では両生類のオオサンショウウオがある。オオサンショウウオは出羽川本川及び各支川に生息している。

県指定では、“口羽のゲンジボタルおよびその発生地”及び下亀谷集落の“八幡神社の御旅所の松”が指定されている。邑南町指定では、魚類の“オヤニラミ”、また植物では、下田所集落の“前土居の柊(ヒイラギ)”、及び下口羽集落・宮尾山八幡宮にある“アズマヒガンザクラ”及び西蓮寺にある“タラヨウ(多羅葉)”、阿須那の“賀茂神社社叢”を町天然記念物指定し保護を図っている。

2) 動物

① 哺乳類

主に中型哺乳類のニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、テン、ニホンイノシシ、ノウサギなど、また小型哺乳類のモグラ類、ノネズミ類が多く生息している。これらの動物は河川にも採餌・採飲、休息・ねぐら、営巣等のため利用を行っているものと考えられる。コウモリ類としては、集落周辺に普通にみられるアブラコウモリのほか里山～山地にかけてキクガシラコウモリなどが生息している。夜間、採餌のため河川の水面上を飛翔するコウモリが観察されることがある。

貴重種としては、しまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に選定されているツキノワグマが山地部に、準絶滅危惧種のニホンイタチが全域に分布している。

② 鳥類

出羽川にはカルガモ、アオサギ、コサギ、カワセミ、ヤマセミ、セグロセキレイ、キセキレイ、カワガラスなどが周年生息する。平地～低山地の里山や農耕地にはキジ、キジバト、ヒバリ、ウグイス、シジュウカラ、ホオジロ、スズメ、カワラヒワ、イカル、ハシボソガラスなどがいるが、出羽川沿いに春・夏季にはツバメ、イワツバメが渡来し、山林部にはホトトギス、オオルリ、キビタキ、サンコウチョウなどの囀りが聞かれる。秋・冬季にはカシラダカ、ツグミ、シロハラ、アトリ、マヒワなどが渡来し多くの個体数が観察される。

注目すべき鳥類として、山地帯にしまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に選定されているクマタカ、里山～農耕地には、同じく絶滅危惧Ⅰ類に選定されるサシバが生息し、出羽川～江の川には絶滅危惧Ⅱ類・アカショウビン、準絶滅危惧種ヤマセミの生息が確認されている。

③ 両生・爬虫類

出羽川の両生類については、しまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類であり、国の特別天然記念物にも指定されているオオサンショウウオが注目される。“ハンザケ”ともいわれ出羽川本川、支川を問わず確認され、亀谷川、堂所川、円の板川は生息密度の高い河川である。

また、自然度の高い清澄な河川を生息域とするカジカガエルの生息は本川の下流～中・上流にかけて確認されており、準絶滅危惧種に選定されている。

爬虫類については、出羽川にスッポン、イシガメ、クサガメがいる。堤防地～農耕地～里山にアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシ、マムシがいる。貴重種としては、ジムグリ、ヒバカリ（ともに準絶滅危惧種）の生息が確認されている。

④ 魚類

出羽川広範囲分布種として、カマツカ、ムギツク、オイカワ、ズナガニゴイ、ウグイ、カワムツ、シマドジョウ、カワヨシノボリ、ドンコ等が生息し、特にカワムツは各地とも優先し個体数も多い。

アユは、天然遡上はほとんどないとされるが、下流～中・上流にかけて生息している。オイカワは、主に中流～川幅の広い下流の瀬を中心に分布している。小河内地先付近から上流にはアマゴ、ヤマメが出現し、さらに上流の三坂付近からはタカハヤ等が多く出現してくる。

堂所川では、タカハヤ、カワムツが多く、ついでシマドジョウが生息し、カワヨシノボリ、カマツカ、アカザもいる。亀谷川では、下流部ではカワヨシノボリ、タカハヤ、カワムツが多く、少数ながらカジカも生息しており、上流部にはタカハヤが優先しカジカ、ヤマメが生息する。本・支川流域の源流部にはゴギもいる。

貴重種としては、しまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類であるゴギ、オヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類のイシドジョウ、カジカ（陸封型）、準絶滅危惧種のズナガニゴイ、アカザ、アブラボテ、オオヨシノボリがあげられる。

特にオヤニラミは、スズキ科の魚類で県内では江の川と高津川水系の極めて限られた流域のみに生息しているとされ貴重である。本種は出羽川では主に、中・下流域の流れの緩やかな細流や周辺の淀みに分布し、地元瑞穂では“トウサブロウ”と呼んで親しんでいる。ズナガニゴイは出羽川では下流～中・上流に普通に生息している。



写真-1.1 出羽川に生息するオヤニラミ（出典：島根県自然環境課 HP）

⑤ 昆虫類

出羽川及び長田川の下流域一帯は、県下でも有数なゲンジボタルの発生地であり、口羽のゲンジボタルおよびその発生地として、県の天然記念物に指定されている。

出羽川の昆虫類としては、まずトンボ、カワゲラ、トビケラ、カゲロウ類があげられる。水系内の支川や水路、小川には数多くのトンボが発生し、春季にはカワトンボ科のオオカワトンボやニシカワトンボとサナエトンボ科のコオニヤンマなど、トンボ科のシオヤトンボなどが発生する。春～夏季にかけてシオカラトンボ、コシアキトンボ、オナガサナエ、ギンヤンマ、オニヤンマなど。秋に群飛するナツアカネ、アキアカネ、ノシメトンボなど

もこの頃発生し、夏～秋季にかけて田圃や農耕地に帰ってくるが、盆頃からは精霊トンボといわれるウスバキトンボが河川や各地を無数に群れ飛んでいるし河川には全川にわたりハグロトンボが広範囲に生息する。

水生昆虫としては、ヒラタドロムシ、ミズカマキリ、タイコウチ、ガムシ、シマゲンゴロウなどが生息している。

鱗翅目のチョウ類では、河川沿いの樹林等にゼフィルスといわれるミドリシジミ類や河川沿いの低山地に絶滅危惧Ⅱ類のギフチョウ、旧瑞穂町域の堤防付近等には同じくⅡ類のジャコウアゲハやツマグロキチョウがいる。

3) 植物

流域に生育する植物のうち、特に注目すべき種は、改訂しまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類であり、環境省レッドリストの準絶滅危惧種でもあるサギソウ、トキソウ、コバノトンボソウがあげられる。本種は、出羽川流域の旧瑞穂町内の丘陵地湧水湿地に3ヶ所確認され、県内での産地も極めて稀である。湿地にはシラヒゲソウ、ミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、サワギキョウ、ビッチュウフウロ、カキラン（いずれも絶滅危惧Ⅱ類）など、その林縁部や草原状地にはアラゲナツハゼ（絶滅危惧Ⅱ類）など貴重な植物が生育している。

このほか、出羽川において、絶滅危惧Ⅱ類のヤシャゼンマイが中流の岩場などに、準絶滅危惧種のコウヤミズキが旧瑞穂町から旧羽須美村にかけての区域に生育し、また出羽川沿いの各所にはキシツツジ群落があり、各々春のシーズンには見事である。出羽川沿いの樹木として、“広瀬大カシワ”と称され、水に関する神木と推定されているナラガシワが吉時頭首工の取水口の傍にある。



写真-1.2 出羽川中流域に生育するヤシャゼンマイ

4) 島根県の保護上重要な野生動植物

平成16年3月に島根県より発刊された「改訂しまねレッドデータブック-島根県の絶滅のおそれのある野生動植物-」、同じく島根県より平成25年3月に発刊された「改訂しまねレッドデータブック 2013 植物編-島根県の絶滅のおそれのある野生植物-」に記載される出羽川流域で確認された各動植物の一覧を表-1.3に示す。

表-1.3 改訂しまねレッドデータブックに記載される各動植物

カテゴリー 分類群	絶滅 Extinct (EX)	野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	絶滅危惧I類 Critically Endangered +Endangered (CR+EN)	絶滅危惧II類 Vulnerable (VU)	準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	情報不足 Data Deficient (DD)
(略称)	(EX)	(EW)	(CR+EN)	(VU)	(NT)	(DD)
動物部門						
哺乳類			ツキノワグマ		キクガシラコウモリ コキクガシラコウモリ ユビナガコウモリ テンクコウモリ ニホンイタチ	
鳥類			サンバクマタカ	ヒクイナ アカショウビン ヨタカ	ハイタカ ヤマセミ サンコウチョウ	
爬虫類					ジムグリ ヒバカリ	
両生類				オオサンショウウオ	フチサンショウウオ モリアオガエル カジカガエル	
汽水・淡水魚類			ゴギ オヤニラミ	カワヤツメ スナヤツメ インドジョウ カジカ(大卵型)	ズナガニゴイ アブラボテ アカザ オオヨシノボリ アユカケ	
昆虫類			ヒョウモンモドキ ヒメジジミ本州・九州亜種	ゲンバイトンボ キイロヤマトンボ ギフチョウ ジャコウアゲハ ツマグロキチョウ ヒロオビミドリシジミ ウラジロミドリシジミ ゴマシジミ クモガタヒョウモン メスグロヒョウモン ゲンゴロウ	アオハダトンボ オオカワトンボ ムカシトンボ ムカシヤンマ コサナエ サラサヤンマ ルリボシヤンマ オオルリボシヤンマ マルタンヤンマ ハッチョウトンボ ヒメアカネ マクガタテントウ イッシキキモンカミキリ ウスイロオナガシジミ ヒサマツミドリシジミ	オオアシナガサシガメ アリヅカウシ キスジハネビロウシ タカハシトゲゾウムシ オナガアゲハ オオウラギンシジミ ゴイシシジミ ワタナベカレハ ニセオオコブガ
クモ類						
甲殻類						
陸・淡水産貝類						
サンゴ類						
淡水海綿類						
植物部門						
維管束植物			ナツアサドリ スイラン サギソウ トキソウ サルメンエビネ コバノトンボソウ	ヤシャゼンマイ オキナグサ シラヒゲソウ アラゲナツハゼ ミミカキグサ ムラサキミミカキグサ サウギキョウ ビツチュウフウロ サンベサワアザミ ヒメミクリ カキラン	コウヤミズキ	
蘚苔類						
藻類						
地衣類						
菌類						

絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) : 絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。

絶滅危惧Ⅱ類 (VU) : 絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧 (NT) : 存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

情報不足 (DD) : 評価するだけの情報が不足している種。

5) 国（環境省）の保護上重要な野生動植物

平成 24 年 8 月及び平成 25 年 2 月に公表された環境省第 4 次レッドリストに記載される出羽川流域で確認された各動植物の一覧を表-1.4 に示す。

カテゴリー 分類群	絶滅 Extinct (EX)	野生絶滅 Extinct in the Wild (EW)	絶滅危惧Ⅰ類 Critically Endangered +Endangered (CR-EN)		絶滅危惧Ⅱ類 Vulnerable (VU)	準絶滅危惧 Near Threatened (NT)	情報不足 Data Deficient (DD)	絶滅のおそれ のある地域個 体群 (lp)
			(CR)	(EN)				
(略称)								
哺乳類								西中国地域のツキノワグマ
鳥類			クマタカ ブッポウソウ		サシバ	ハイタカ ヨタカ ヒクイナ		
爬虫類						ニホンイシガメ	ニホンスッポン	
両生類					カスミサンショウウオ オオサンショウウオ	ブチサンショウウオ アカハライモリ トノサマガエル		
動物部門 汽水・淡水魚類			イシドジョウ カジカ(中体型) ニホンウナギ オヤニラミ		カワヤツメ スナヤツメ(両方種) アカザ ゴギ メダカ(日本集団) カマキリ(アユカケ) スゴモロコ	アブラボテ カフヒガイ サクラマス(ヤマメ) サツキマス(アマゴ) カジカ(大体型)		
昆虫類			ヒロウモンモドキ	ツマグロキチウ ゴマシジミ(中国・九州亜種)	ギフチョウ ゲンゴロウ	グンバイトンボ アオハダトンボ キイロヤマトンボ フクイアナバチ ヒメシジミ(本州・九州三種)		
クモ類								
甲殻類								
陸・淡水産貝類					マシジミ			
サンゴ類								
淡水海綿類								
植物部門 維管束植物					オキナグサ ヒメミクリ サルメンエビネ	ナガミツルキケマン ムラサキミミカキグサ サギソウ トキソウ		
蕨類								
藻類								
地衣類								
菌類								

絶滅危惧 I 類 (CR+EN) : 絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。

絶滅危惧 I A 類 (CR) : ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

絶滅危惧 I B 類 (EN) : IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

絶滅危惧 II 類 (VU) : 絶滅の危険が増大している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの。

準絶滅危惧 (NT) : 存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

情報不足 (DD) : 評価するだけの情報が不足している種。

絶滅のおそれのある地域個体群 (LP) : 地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

2. 出羽川流域の社会環境に関する資料

(1) 人 口

邑南町（平成16年10月：羽須美村、瑞穂町、石見町が合併）の人口は、昭和55年から平成22年に至るまで減少傾向（増減率-24.0%）を示している。また、年齢階層別人口構成の推移を見ると、高齢者比率（人口総数に対する65歳以上の占める割合）が近年30年間で、19.5ポイント増加しており、過疎化、高齢化が進行している。

一方で、世帯数もやや減少傾向（増減率-7.6%）にあり、1世帯当たりの人員の推移は-0.57（人）と減少傾向にある。

表 2.1 関係町の人口と世帯数の推移

町村名	区分	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
邑南町	人口	15,734	15,795	15,117	14,456	13,866	12,944	11,959
	0～14歳	2,788	2,652	2,361	2,030	1,688	1,425	1,273
	15～64歳	9,641	9,402	8,462	7,511	6,920	6,402	5,835
	65歳以上	3,305	3,741	4,290	4,915	5,180	5,117	4,850
	高齢者比率(%)	21.0%	23.7%	28.4%	34.0%	37.4%	39.5%	40.6%
	世帯数(世帯)	4,883	5,010	4,980	4,849	4,742	4,636	4,510
	1世帯当たりの 人員(人)	3.22	3.15	3.04	2.98	2.92	2.79	2.65

出典：昭和55年～平成22年 島根県統計書（昭和52～平成23年 島根県）
平成22年国勢調査報告（平成23年 総務省統計局）

【邑南町】

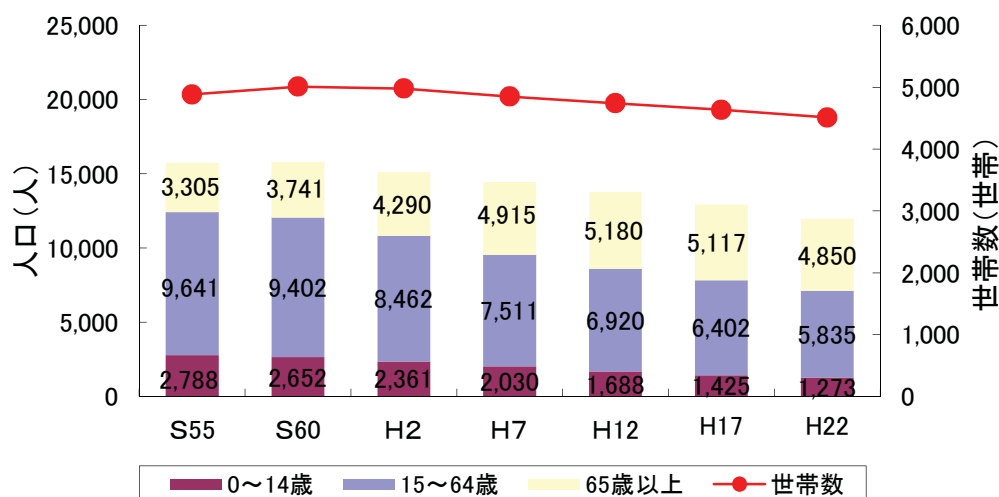


図 2.1 関係町の人口・世帯数の推移及び年齢階層別人口

出典：昭和50年～平成22年 島根県統計書（昭和52～平成23年 島根県）
平成22年国勢調査報告（平成23年 総務省統計局）
瑞穂町 町勢要覧 資料編（平成14年 瑞穂町）
羽須美村 村勢要覧 資料編（平成13年 羽須美村）

(2) 産 業

1) 産業別就業者数

邑南町の就業者数は、人口の減少に伴って減少傾向にある。

産業別就業者数の推移を見ると、第1次産業の減少、第3次産業の増加の傾向が著しく、平成2年からは第3次産業の就業者数が第1次産業の就業者数を上回っている。平成22年時点では、第3次産業の就業者数は全体の約51%、第1次産業は約21%を占める。

また、第2次産業の就業者数は、平成2年までは増加傾向にあったが、平成7年には減少に転じ、平成22年時点では全体の約22%を占めている。

表 2.2 関係町の産業別就業者数の推移 (単位：人)

町名	区 分	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
邑南町	第1次産業	4,988	3,823	3,128	2,577	2,490	1,828	1,684	1,400
	農 業	4,848	3,684	2,970	2,461	2,400	1,773	1,664	1,323
	林 業	128	132	147	109	85	46	16	73
	漁 業	12	7	11	7	5	9	4	4
	第2次産業	2,345	2,688	2,953	2,965	2,357	1,977	1,443	1,132
	鉱 業	14	20	29	15	27	26	12	5
	建設業	822	1,203	1,401	1,172	1,026	994	794	530
	製造業	1,509	1,465	1,523	1,778	1,304	957	637	597
	第3次産業	2,579	2,928	3,052	3,059	3,373	3,472	3,564	3,405
	電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸・通信業	348	321	333	345	369	332	202	269
	卸売業・小売業及び飲食店	738	820	800	789	733	801	855	597
	金融・保険業及び不動産業	66	82	74	91	65	55	57	49
	サービス業	1,150	1,410	1,534	1,546	1,872	1,963	2,165	2,231
	公務(他に分類されないもの)	277	295	311	288	334	321	285	259
	分類不能の産業	4	4	1	—	—	—	25	5
	合 計	9,922	9,446	9,137	8,601	8,220	7,277	6,716	5,942

注) —：該当数字なし

出典：昭和50年～平成22年 島根県統計書（昭和52～平成23年 島根県）

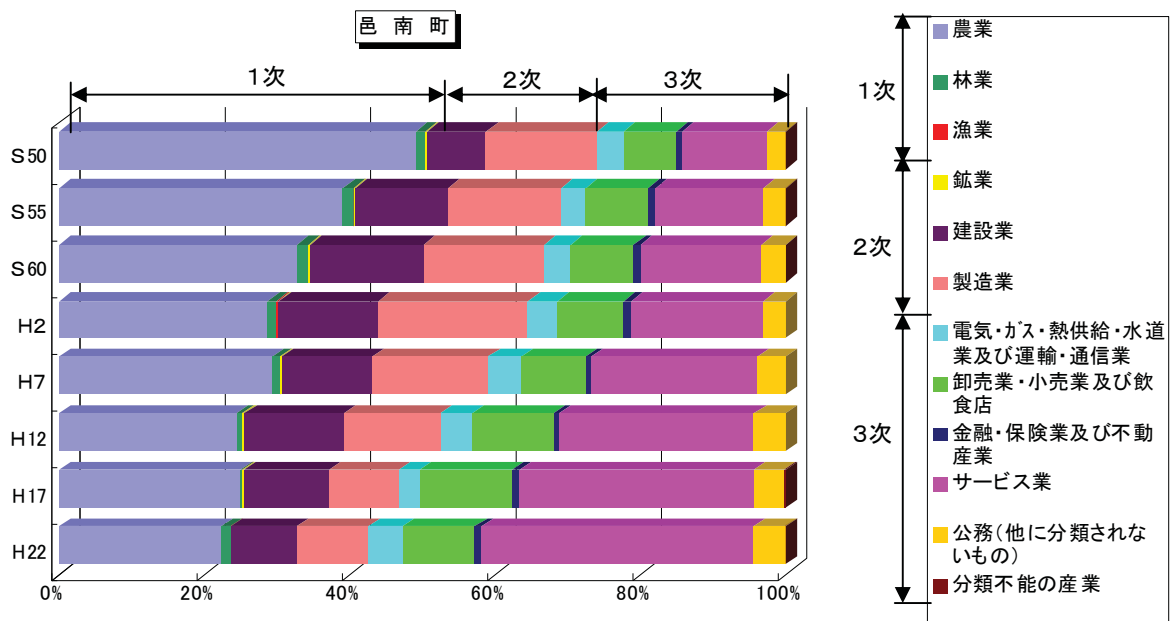


図 2.2 関係町の産業別就業者数の推移

出典：昭和50年～平成22年 島根県統計書（昭和52～平成23年 島根県）

2) 農業

邑南町の第1次産業の就業者数は全体の約25%であり、農業生産の中心は水稻である。その他の農作物は、高原状の地形を活用し、はくさい、だいこん、キャベツ、きゅうり等の高冷地野菜、また飼料作物の栽培が盛んである。

農家の8割が兼業及び自給的農家で、農家数及び農家人口は減少傾向であり、それに合わせて経営耕地面積も減少している。

表 2.3 関係町の農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

町村名	区 分	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年		
邑南町	農家数(戸)		3,603	3,460	2,822	2,932	2,790	2,596	2,350	2,042	
		販売農家	専業農家	351	487	498	441	474	450	458	463
			第一種兼業	685	524	325	183	225	162	143	102
			第二種兼業	2,567	2,449	1,999	1,748	1,527	1,120	1,404	870
	自給的農家	—	—	—	560	564	591	618	607		
	農家人口(人)		13,325	12,203	11,493	10,384	9,522	8,771	6,040	4,651	
		男	6,364	5,808	5,527	5,019	4,564	4,232	2,980	2,273	
		女	6,961	6,395	5,966	5,365	4,958	4,539	3,060	2,378	
	経営耕地面積(a)		228,300	224,100	218,200	204,666	195,048	178,619	152,000	131,412	
		田	191,100	188,300	183,800	176,533	171,467	156,933	135,600	114,582	
		畑	32,000	32,200	31,500	25,948	21,653	20,436	15,800	16,172	
		樹園地	5,200	3,700	2,900	2,185	1,928	1,250	600	658	
一戸当たり経営耕地面積(a)		63.4	64.8	77.3	69.8	69.9	68.8	64.7	64.4		

出典：昭和50～平成22年 島根県統計書（昭和51～平成23年 島根県）

表 2.4 関係町の農作物作付面積及び収穫量（平成21年）

区 分		邑南町	
		作付面積 (ha)	収穫量 (t)
稲 類	水稻	1,130	5,660
麦 類	小麦	0	—
	二条大麦	—	—
	六条大麦	—	—
	裸麦	—	—
いも類	かんしょ	—	—
豆 類	大豆	16	17
	小豆	—	—
野 菜	だいこん	275	8,360
	かぶ	—	—
	にんじん	46	597
	ごぼう	—	—
	さといも	114	1,090
	はくさい	172	4,370
	キャベツ	245	5,950
	ほうれんそう	142	1,830
	ねぎ	139	2,100
	たまねぎ	116	3,740
	なす	157	2,180
	トマト	111	3,460
	きゅうり	130	2,230
	かぼちゃ	—	—
	ピーマン	78	854
	さやえんどう	—	—
	さやいんげん	—	—
	未成熟とうもろこし	—	—
	いちご	—	—
	すいか	—	—
	露地メロン	—	—
	レタス	—	—
	ブロッコリー	111	927
ばれいしょ	191	2,730	
果 樹	ぶどう	299	3,220
	日本なし	114	—
	もも	—	—
	うめ	—	—
	かき	506	2,240
	くり	257	108
工 芸 農作物	茶	207	960
	葉たばこ	—	—
飼 料 作 物	牧草	1,630	59,700
	青刈とうもろこし	128	5,170

野菜、果樹、工芸農作物、飼料作物は市町村のデータが公表されなくなったので、県データのみ掲載

注) X：数字が秘匿されているもの

0：単位未満

—：該当数字なし

出典：平成21年 島根県統計書（平成23年 島根県）

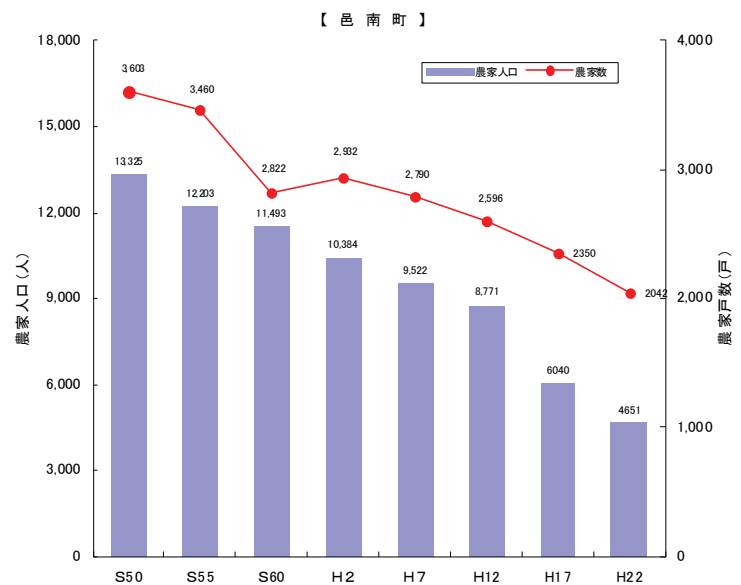
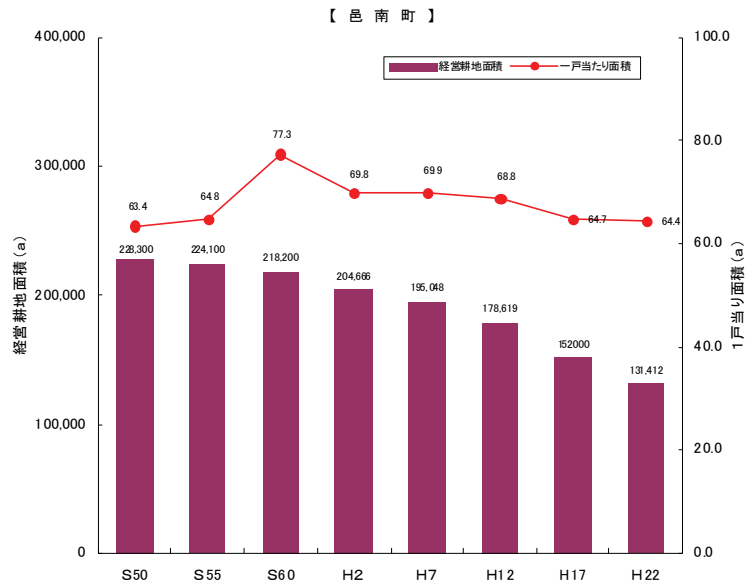


図 2.3 関係町の農家数・農家人口・経営耕地面積の推移
 出典：昭和50～平成22年 島根県統計書（昭和51～平成23年 島根県）

3) 商工業

邑南町の製造業は、輸送用機械器具製造業が中心であるが、全体の事業所数及び従業者数とも近年は減少傾向である。

また、商店数は減少傾向にあり、年間商品販売額についても、昭和9年の13億8,000百万円以降減少し、平成19年では9,000百万円程度に減少している。

表 2.5 関係町の製造業事業所数・従業者数の推移

町村名	区 分	昭和 53年	昭和 56年	昭和 61年	平成 3年	平成 8年	平成 11年	平成 13年	平成 16年	平成 18年	平成 21年
邑南町	事業所数	88	84	80	90	78	64	70	54	55	53
	従業者数	1,517	1,516	1,490	1,552	1,127	869	715	566	498	453

出典：昭和53～平成21年 島根県統計書（昭和55～平成23年 島根県）

表 2.6 関係町の商店数・従業者数・年間商品販売額の推移

町村名	区 分	昭和 60年	昭和 63年	平成 3年	平成 6年	平成 9年	平成 11年	平成 14年	平成 16年	平成 19年
邑南町	商 店 数 (店)	310	298	312	294	283	284	255	233	220
	従 業 者 数 (人)	836	879	845	823	814	800	836	766	764
	年間商品販売額 (100万円)	11,529	10,975	13,171	12,289	13,835	12,476	10,928	9,861	9,124

出典：昭和60～平成19年 島根県統計書（昭和62～平成21年 島根県）

表 2.7 関係町の産業中分類別製造業の状況（平成21年度）

町村名	区 分	事業所数 (ヶ所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	
邑南町	食料品製造業	7	76	52,627	
	飲料・たばこ・飼料製造業	2	10	X	
	繊維工業	5	61	24,061	
	木材・木製品製造業(家具を除く)	3	22	16,867	
	家具・装備品製造業	1	7	X	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	—	—	—	
	印刷・同関連業	—	—	—	
	化学工業	—	—	—	
	石油製品・石炭製品製造業	—	—	—	
	プラスチック製品製造業(別揚を除く)	1	13	X	
	ゴム製品製造業	—	—	—	
	なめし革・同製品・毛皮製造業	—	—	—	
	窯業・土石製品製造業	2	17	X	
	鉄鋼業	—	—	—	
	非鉄金属製造業	—	—	—	
	金属製品製造業	2	14	X	
	はん用機械器具製造業	—	—	—	
	生産用機械器具製造業	—	—	—	
	業務用機械器具製造業	—	—	—	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	51	X	
	電気機械器具製造業	—	—	—	
	情報通信機械器具製造業	—	—	—	
	輸送用機械器具製造業	2	93	X	
	その他の製造業	—	—	—	
		合 計	27	364	865,873

注) X : 数字が秘匿されているもの
— : 該当数字なし

出典 : 平成21年 島根県統計書 (平成23年 島根県)

【 邑 南 町 】

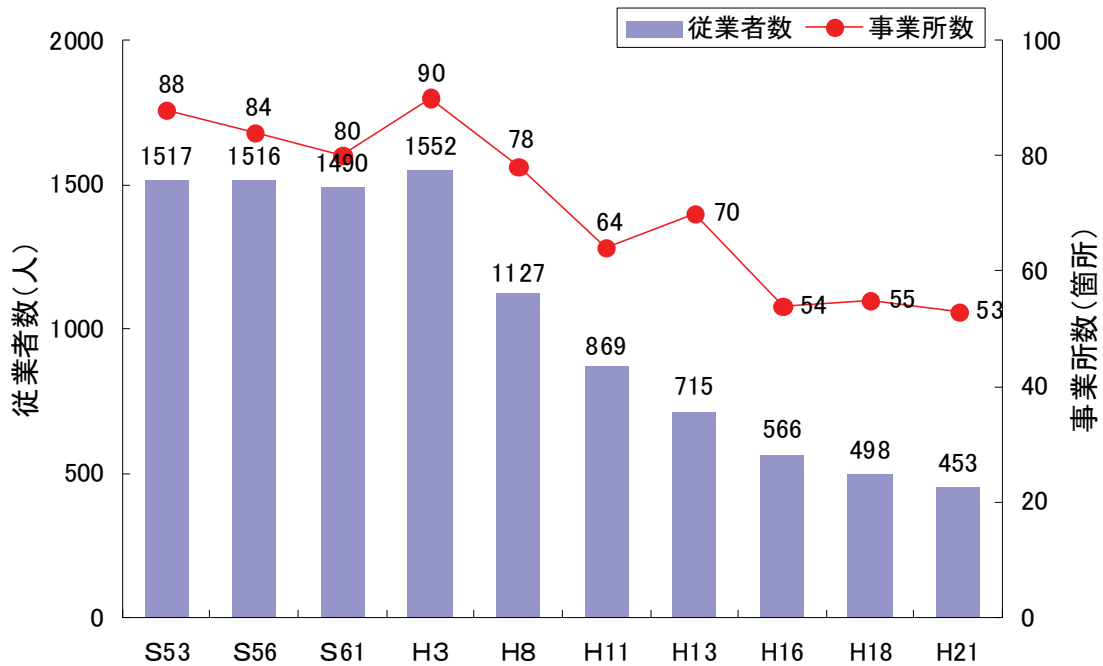


図 2.4 関係町の製造業事業所数・従業員数の推移

出典：昭和53～平成21年 島根県統計書（昭和55～平成23年 島根県）

【 邑 南 町 】

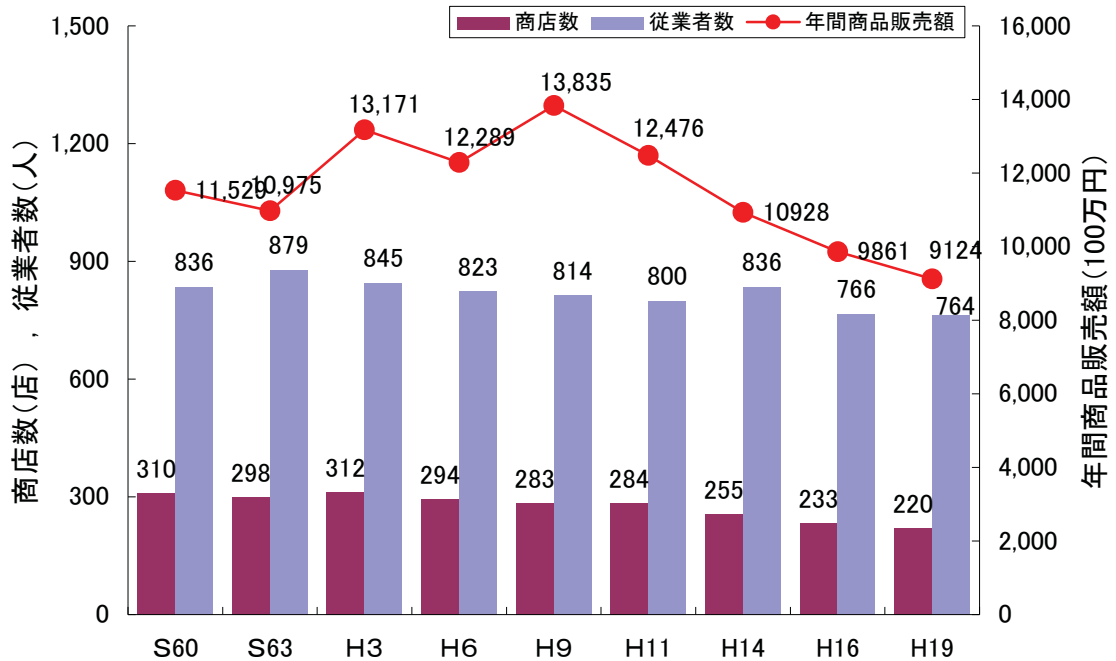


図 2.5 関係町の商店数・従業員数・年間商品販売額の推移

出典：昭和60～平成19年 島根県統計書（昭和62～平成21年 島根県）

(3) 土地利用

邑南町の土地利用の推移を地目別土地面積（課税対象地）でみると、平成13年から平成22年まで、田・畑、宅地とも微減傾向が続いている。山林は平成13年から平成16年まで微減が続いているが、平成17年以降は増加傾向となり、平成20年以降は再び微減傾向となっている。

全体の約80%が山林で占められており、次いで田・畑が約10%を占めている。宅地は全体の約2%程度にすぎない。

表 2.8 関係町の土地利用現況面積の推移

町村名	区 分	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
邑南町	田	20,617	20,550	20,488	20,435	20,442	20,402	20,361	20,326	20,307	20,290
	畑	4,381	4,365	4,351	4,340	4,316	4,320	4,289	4,290	4,281	4,283
	宅 地	3,085	3,123	3,148	3,172	3,180	3,205	3,217	3,238	3,292	3,305
	鉱泉地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	池 沼	189	189	190	190	190	192	194	196	195	195
	山 林	152,247	151,597	151,287	150,769	155,124	156,566	156,746	156,555	155,539	156,258
	牧 場	146	146	146	146	146	147	147	147	147	147
	原 野	3,323	3,319	3,308	3,308	3,360	3,304	3,268	3,246	3,255	3,262
	雑種地	2,612	2,633	2,641	2,636	2,634	2,616	2,618	2,616	2,191	2,191
	合 計	186,601	185,922	185,558	184,997	189,392	190,753	190,840	190,614	189,206	189,930

注) — : 該当数字なし
単位 : 10 a

出典 : 平成13～22年 島根県統計書 (平成14～23年 島根県)

【 邑 南 町 】

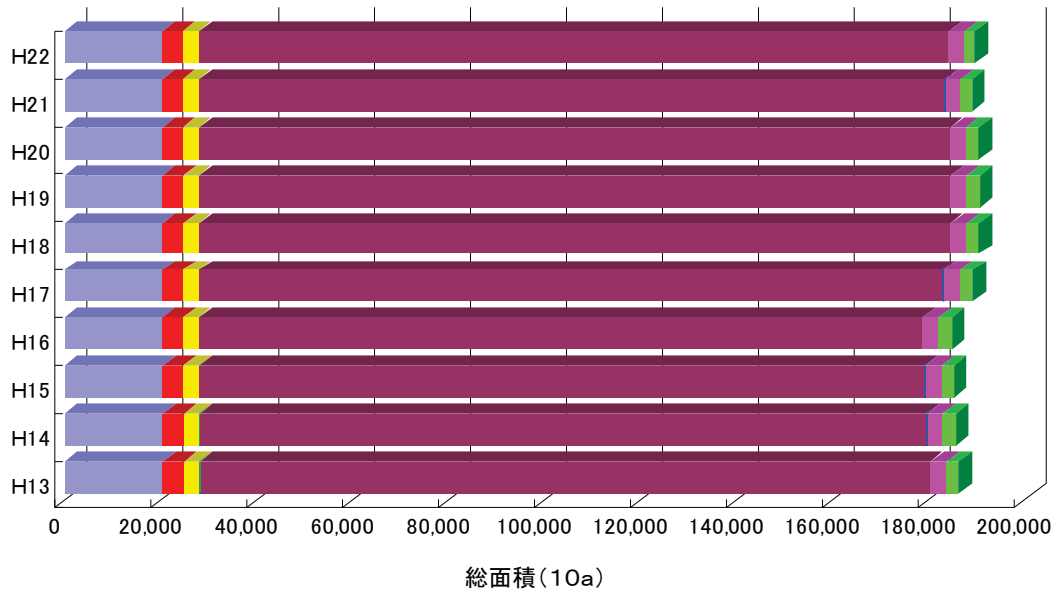
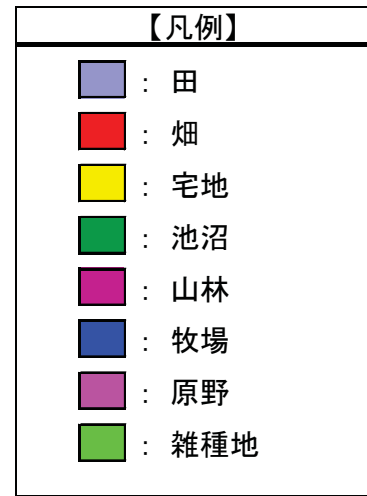


図 2.6 邑南町の土地利用現況面積の推移

出典：平成13～22年 島根県統計書（平成14～23年 島根県）



(4) 交通

流域内の交通は、出羽川に沿うように主要道路が通っており、それらに他の道路が接続する形態となっている。

上流は、幹線道路である国道261号が県境より田所までを通り、それより下流は、吉田邑南線、高見出羽線、浜田作木線の各県道が出羽川に沿って通っている。これらに接続する他の道路は、田所国府線、仁摩邑南線、宇都井阿須那線、甲田作木線、羽須美大和線等の県道がある。また、主な広域農道として邑南広域農道があり、流域の中心部付近で瑞穂地域と羽須美地域を結ぶ農道と、瑞穂地域から石見地域へ続く農道が整備されている。

邑南町市木には、広島県千代田町（中国自動車道 千代田ジャンクション）と浜田市を結ぶ浜田自動車道の瑞穂インターチェンジがあり、陰陽の交通動脈となっている。

また、江の川に沿うJR三江線（広島県三次市～江津市間）が最下流を一部通っており、流域内には口羽駅がある。

表 2.9 出羽川流域の主要路線交通量の推移

種別	路線番号	路線名	観測地点名	昭和60年	昭和63年	平成2年	平成6年	平成9年	平成11年	平成17年	平成22年
一般国道	261号	国道261号	邑智郡邑南町上田所 545-3	1,913	2,229	2,425	2,520	2,756	2,531	2,673	2,358
主要地方道	4号	甲田作木線	邑智郡邑南町下口羽 1446-2	1,026	869	1,039	1,023	954	1,004	954	158
〃	〃	〃	邑智郡邑南町下口羽 1001-1	580	564	642	706	593	604	600	158
〃	6号	吉田邑南線	邑智郡邑南町山田 72-3	2,115	2,201	2,423	2,518	3,419	3,129	2,974	2,775
〃	〃	〃	邑智郡邑南町岩屋 855	584	492	504	463	696	710	575	359
〃	7号	浜田作木線	邑智郡邑南町阿須那 538-2	529	392	758	912	785	859	1,222	1,034
〃	〃	〃	邑智郡邑南町阿須那 233-2	1,548	1,072	968	1,145	1,260	1,285	1,170	1,179
〃	31号	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見 385-3	874	835	764	1,341	703	1,042	705	687
一般県道	293号	高見出羽線	邑智郡邑南町原村 102	1,577	1,580	1,327	1,835	2,153	2,240	1,363	1,132

注) 数字は平日の12時間交通量(単位:台/12h)

出典: 昭和60～平成22年度 島根県道路交通情勢調査 交通量調査表
(昭和61～平成23年 島根県)

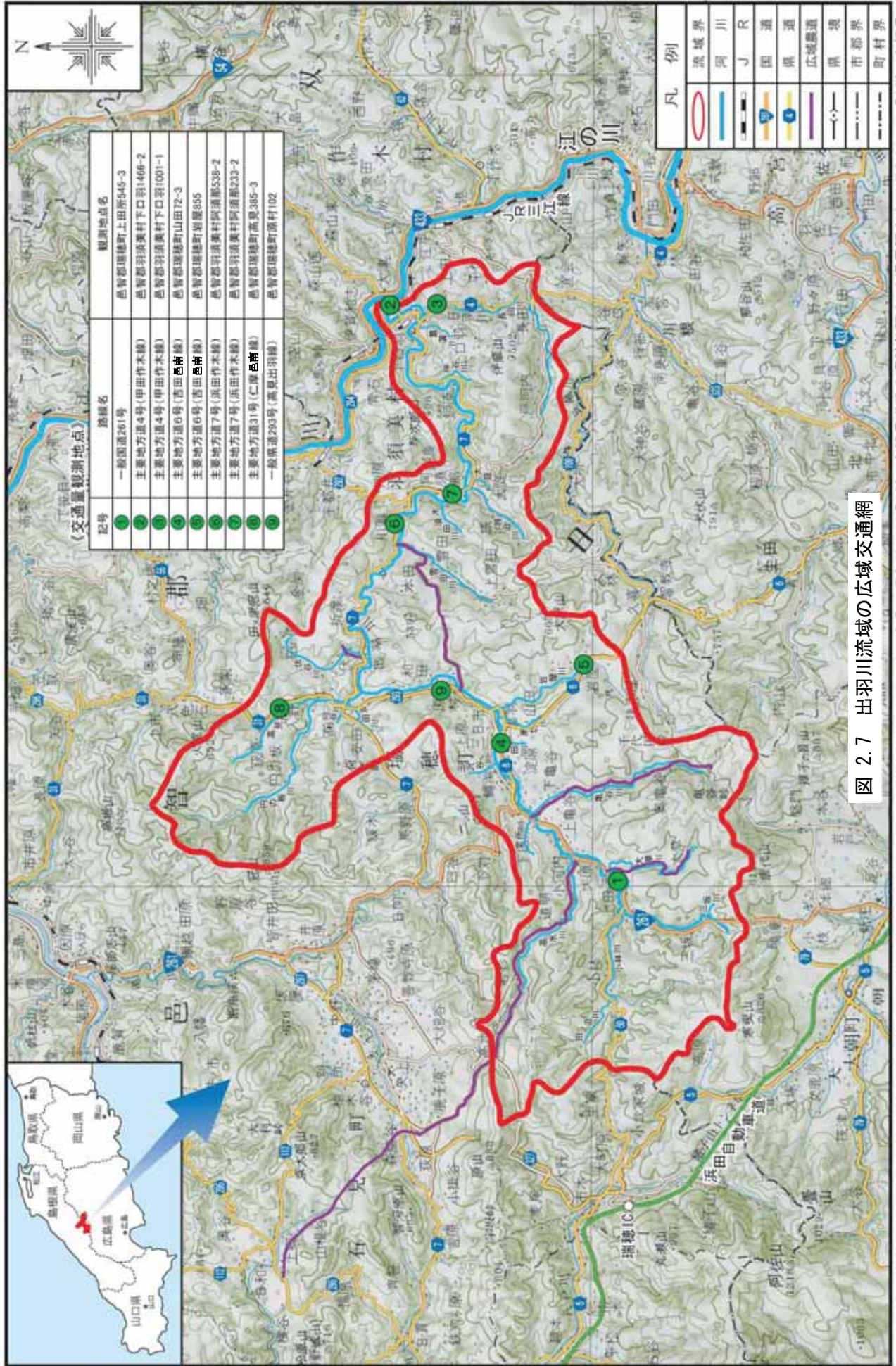


図 2.7 出羽川流域の広域交通網

出典：昭和60～平成11年 鳥根県道交通情勢調査 交通量調査表（昭和61～平成12年 鳥根県）
 注）この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。（承認番号 平15 中複 第9号）

(5) 歴史と文化財

1) 歴史

邑南町の歴史は、約1万年以上前まで遡ることができる。それは、旧石器時代の石器を作る際にできる石片や、縄文時代の土器が出土していることから推測され、かなり古い時代から人々が生活していたと思われる。

その後、弥生時代に入ると狩猟生活から定住生活へと緩やかに移行するとともに、水田耕作を生業とする小規模な集落が集積されるようになり、次第により規模の大きい集落を形成するようになった。弥生時代なると石見地域の中野仮屋遺跡から集団の祭祀に使用された銅鐸が出土している。また、弥生時代後期からは墳墓が造られ、瑞穂地域では四隅突出型墳丘墓という特色ある墳墓の順庵原墳墓群が発見されている。古墳時代になると、中国山地一帯で内部に石室を持つ古墳が多く構築された。その中には羽須美地域の野伏原古墳や石見地域の割田古墳等があり、装飾大刀、耳環、須恵器などが出土していることから、地域を治める有力者をいただく集団が存在したことが伺える。

中世には、豊富な食料資源や砂鉄、木材等の産業資源に恵まれると共に、江の川などを陰陽攻防の要衝の地として、幾多の激しい争奪と支配の歴史を繰り返した。そして、戦国時代の尼子・毛利氏の争いの決着により毛利氏の支配するところとなった。このため、各地に当時の城跡が数多く残る。

江戸時代には、津和野藩や浜田藩、一部は天領の所属となり、たたら製鉄が最大の産業として地域の生活基盤を支えた。また、江の川流域の船運など、陰陽交通の要衝として、にぎわった。今でも地域には、鉄穴流し等につくられた棚田やたたら製鉄の遺構、農具等の民俗資料、神楽を始めとする伝統芸能等、有形・無形文化財が数多く残されている。

明治4年の島根県設置時、邑智郡は37の地区に分かれていた。明治22年(1889年)、島根県内の市制・町村制の施行(明治の大合併)と、昭和28年から昭和36年にかけての昭和の大合併により、3つの行政区域が成立した。それが羽須美村、瑞穂町、石見町である。その後、3町村はそれぞれの特色あるまちづくりを進めてきたが、平成16年10月1日に町村合併し邑南町が誕生した。

2) 文化財

出羽川流域には、国指定の特別天然記念物オオサンショウウオが生息している。オオサンショウウオは「生きた化石」と呼ばれ、学問的価値が高い。岐阜県、三重県、和歌山県から大分県までの西日本に生息しており、中国山地が主な生息地である。

瑞穂地域の指定文化財は、県指定3、町指定5の文化財、天然記念物が指定されている。

そのうち河川に関わりのあるものは、町指定の天然記念物のオヤニラミがあげられる。本県では、江の川水系の出羽川や邑智町吾郷付近の支流、それと高津川水系の六日市町付近の極めて限られた流域のみに生息している。

羽須美地域の指定文化財は、国指定の重要文化財として賀茂神社の板絵著色神馬図をはじめ、県指定2、町指定13の文化財、天然記念物が指定されている。

そのうち河川に関わりのあるものは、県指定の天然記念物である口羽のゲンジボタル及びその発生地がある。出羽川及び長田川の下流域一帯は、県下でも稀なホタルの発生地である。

表 2.10 関係町の指定文化財・天然記念物

町村	種別	名称	数量	指定別	指定年月日	所在地	所有者	備考
邑南町	特別天然記念物	オオソウノウツ	—	国	昭 27. 3. 29	地域を 定めず	—	世界最大の有尾両生類
	天然記念物	八幡神社の御旅所の松	2 株	県	不明	下亀谷	八幡神社	当初 2 本あったが、平成元年の台風により 1 本倒壊。高さ 23m。
	〃	前土居柵	1	町	昭 55. 2. 1	下田所	日野稔三	
	〃	キャラボク	1	〃	昭 58. 10. 1	鱒 淵	日高 昇	
	〃	オヤニラミ (スズキ科)	—	〃	平 2. 8. 1	内河川	—	日本産淡水魚唯一のスズキ科魚類
	〃	口羽の源氏ボタル 及びその発生地	1 所	県	昭 38. 7. 2	下口羽	国 他	出羽川流域
	〃	毘沙門堂の榊	1 株	〃	昭 59. 5. 4	〃	今田数男	胸高周 1. 7m 樹高 13m
	〃	多羅葉	1 株	村	平元. 3. 28	西蓮寺	—	
	〃	賀茂神社社叢	1 所	〃	〃	〃	賀茂神社	
	〃	東彼岸桜	2 株	〃	〃	下口羽	宮尾山 八幡宮	
	〃	黒柏鷄	—	国	昭 26. 6. 9	島根県下 全城	—	尾長鷄の一種
	無形民俗 文化財	榎尾神楽	—	〃	昭 53. 2. 1	市 木	榎尾神楽 保存会	榎尾八幡宮 10/3 例祭
	〃	雪田神楽「岩戸」	—	〃	昭 48. 11. 3	雪田 830	三上託護	賀茂神社 5/21 例祭
	史跡	順庵原 1 号墳	1 基	県	昭 45. 10. 27	上亀谷	岡田ハルミ	四隅突出型墳丘墓
	〃	清造山製鉄遺跡	1	町	平 4. 3. 2	上田所	瑞徳町	江戸時代以前の製鉄遺跡
	〃	野伏原古墳	1 所	〃	平元. 3. 28	雪 田	磯部宗治	
	名勝及び 天然記念物	志都の岩屋	1 所	県	昭 54. 8. 24	岩 屋	志都岩屋 景勝保存会	巨岩の連続した景観
	絵画	板絵著色神馬図	2 面	重文	昭 52. 6. 11	阿須那	賀茂神社	永禄 12 年(1569)在銘 狩野治部少輔筆
	建造物	西蓮寺楼門	1 棟	〃	〃	阿須那	西蓮寺	嘉永元年(1848)建造
	〃	西蓮寺輪蔵	1 棟	〃	〃	〃	〃	寛政 3 年(1750)建造
	有形民俗 文化財	口羽家墓地	1 所	〃	平 2. 3. 28	下口羽	宗林寺	口羽氏初代通良の墓他
	〃	賀茂神社棟札	1 枚	〃	〃	阿須那	賀茂神社	天文 19 年(1550) 大檀那、毛利隆元・口羽通良
	〃	賀茂神社狛犬	2 対	〃	〃	〃	〃	室町時代中期は下らない 鎌倉彫
〃	賀茂神社 36 歌仙	3 種 49 枚	〃	〃	〃	〃	紙地色彩画	
〃	柿尾山八幡宮棟札	1 枚	〃	〃	長 田	柿尾山 八幡宮	天正 5 年(1577) 大旦那、桂元重・願主、児玉	
〃	柿尾山八幡宮 36 歌仙	額 6 枚	〃	〃	〃	〃	明暦 4 年(1658)奉納	

出典：島根県の文化財（平成11年 島根県文化財愛護協会）
しまね観光ムック（平成 8 年 社団法人 島根県観光連盟）

表 2.11 関係町のその他の主な文化財

町 村	種 別	名 称	所在地	創始・建造	概 要
邑南町	神社・仏閣	志都岩屋神社	岩 屋	不詳	御神体は10m余りある鏡岩で、社殿の後にある。岩にある小穴にこよりを通して縁占いをする。今の社殿は文化12年(1815)の建立。
	史 跡	二つ山城跡	鱒 淵	1223年	標高530mの山城。富永朝輔の築城で、石見国では益田七尾城について古い城。郭、段築、空堀、堅堀が残る。
	記念碑・墓碑	出羽直綱の碑	淀 原	—	相州十哲の一人で、鎌倉時代の刀工直綱碑。直綱が焼きを入れる際に使ったといわれる小池も残っている。
	神 楽	石見神楽	町内各所	—	伝統の中にも現代的な感覚を取り入れた神楽。
	太 鼓	出羽太鼓	出 羽	—	新作郷土芸能として町民に親しまれている。「出羽川」をテーマにこの地の四季を表現している。
	神社・仏閣	賀茂神社	阿須那	平安時代 中期	京都賀茂神社の末社。外陣にある絵馬は、永禄12年(1569)の年号があり、県下で最も古いとされる国の重要文化財。
	〃	西蓮寺	〃	不詳	真宗本派。一切経を納めた輪蔵(経蔵)は、特徴のある建物である。
	〃	宗林寺	口 羽	〃	臨済宗天竜寺派。山号は大雄山。戦国時代の琵琶甲城主口羽氏の菩提寺。
	神 楽	大元神楽 阿須那流	雪 田	明治初期	明治初期に発足した神楽で八調子。
神 楽	大元神楽	町内各所	—	邑智郡を中心とする地方に残る神事的色彩の濃い神楽。4～5年に1度の大元神社の式年祭に神事として奉納される。	

出典：しまね観光ムック（平成8年 社団法人 島根県観光連盟）
島根観光辞典（平成9年 社団法人 島根県観光連盟）

なお、この他にも遺跡や古墳等が瑞穂地域で302箇所、羽須美地域で60箇所[出典：島根県遺跡地図Ⅱ（石見編）（1992年3月 島根県教育委員会）]存在する。

(6) 観光

瑞穂地域の観光の中で河川に関わるものとして、町の「エコミュージアム構想」の中核施設である瑞穂ハンザケ自然館や関連施設の上田所ハンザケ観察舎、円の板ハンザケ観察舎、堂所川ハンザケ観察園路がある。

羽須美地域の観光の中で河川に関わるものとして、出羽川沿いの軍原キャンプ場等があり、その他、長田川のほたるまつり、アユのつかみどり等のイベントが開催されている。

また、石見地域である高水川上流域には、いこいの村しまねがあり、宿泊施設、テニスコート、フィールドアスレチック、スキー場等が整備されている。

表 2.12 主要観光地の観光客入り込み数の推移

町村名	項目別	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
邑南町	はすみ リゾートセンター	7,353	5,985	6,148	4,014	2,518	2,532	1,023	—	—	—
	軍原 キャンプ場	1,082	1,102	920	767	393	330	213	218	151	154
	ほたるの館	—	—	—	2,754	2,766	2,766	1,623	1,009	2,018	2,730
	伴蔵山 自然回帰高原	—	—	—	2,630	0	0	0	399	1,497	1,428
	邑南町 青年旅行村	12,753	11,944	11,835	10,701	3,165	10,758	11,716	9,411	6,178	8,154
	瑞穂ハイランド*	269,700	257,000	219,000	189,162	205,919	148,284	102,816	144,173	130,000	168,000
	水明カントリークラブ*	25,267	24,668	27,303	20,038	21,103	21,501	28,393	31,811	27,035	24,464
	ハンザケ 自然館	9,203	7,987	8,201	8,428	7,463	8,880	7,187	6,533	6,031	5,869
	いこいの村 しまね	81,674	78,591	79,479	83,549	89,208	87,254	89,361	85,687	77,039	62,305

注) はすみリゾートセンターは平成19年調査終了
 ほたるの館は平成16年調査開始
 伴蔵山自然回帰高原は平成16年調査開始
 ハンザケ自然館は平成13年調査開始

出典：平成13～22年 島根県観光動態調査結果表
 (平成14～23年 島根県商工労働部観光振興課)

表 2.13 関係町の主要観光地

町村名	観光地・観光施設名	概要
邑南町	瑞穂町青少年旅行村	アウトドアスポーツを楽しめるキャンプ施設で、中央管理棟・研修棟に加え、陸上競技場・プールも完備している。起伏に富んだ山林には 150 種類もの樹木が茂り、春秋には「自然を食う会」のイベント会場となり賑わいを見せる。
	瑞穂ハイランド	遠く九州・四国方面からのスキーヤーで賑わう西日本屈指のウインターリゾート地である。13 のコースは変化に富んでおり、バレーサイドにはナイター設備も完備している。また、夏期はキャンプ場として利用される。
	水明カントリークラブ	平成 7 年 5 月にオープンした自然林や池を配した 18 ホールのフラットな林間コース。豪華なクラブハウスにはホテルも併設している。
	瑞穂ハンザケ自然館	瑞穂町「エコミュージアム構想」に基づいたまちづくりの拠点。館内には 5 m の大型水槽があり、特別天然記念物オオサンショウウオや瑞穂の川に住む魚を間近で観察することができる。また 100 インチの大型スクリーンでオオサンショウウオの生態や瑞穂の自然を学習ことができ、その他にも様々な展示物がある。周辺には、ハンザケ観察舎や観察園路も整備されている。
	瑞穂町郷土館	白壁に銀黒色の石見瓦を敷いた鉄筋一部 2 階建てで、昭和 62 年にオープンした。1 階には民具、化石、古墳からの出土品、古美術、古文書などが展示されており、クモヒトデの化石や順庵原 1 号墓出土のガラス玉など貴重なものもある。展示室のほか、陶芸やしめ縄などを製作する創作活動室があり、文化伝習研修室を備えている。また、隣接の旧館には、天秤ふいごなどタタラ関係の資料が展示されている。
	観光りんご園	9 月～11 月の土・日・祝日に開園しており、種類はつがる、ジョナゴールド、紅月千秋、ふじ等。園内では食べ放題で、予約をすればバーベキューも可能。入園料金は大人 400 円、小人 300 円。
	リゾート羽須美 (リゾートセンター)	村のシンボルとして昭和 49 年に建てられ、神殿を思わせる外観に特徴がある。秋には農産物や農産加工品の展示会、神楽など多様な催しで賑わう「リゾートまつり」が開かれる。
	交流センター	都市と農村の交流拠点として建設された施設で、近くには温水プールや屋外プールがあり、テニスコートも備えている。コテージ形式の宿泊棟は 45 人の定員で、スポーツ合宿や各種団体の研修会、交流活動などに利用されている。
	軍原キャンプ場	出羽川沿いの木立に囲まれたキャンプ場。アユ釣りや水遊びを楽しんだり、周囲の森で昆虫採集をしたりと自然を楽しめる格好のステージである。
	大草観光栗園	約 3 ha の栗園で、9 月上旬～下旬にかけて開園している。入園料金は大人 1,000 円、小人 800 円。(栗 1 kg 付)
	いこいの村しまね	四季を通して楽しむことができ、夏はキャンプ場、冬はスキー場として利用される。また、フィールドアスレチック場が整備されている。

出典：しまね観光ムック（平成 8 年 社団法人 島根県観光連盟）
 瑞穂町勢要覧（平成 14 年 瑞穂町）
 羽須美村勢要覧（平成 13 年 羽須美村）

表 2.14 関係町の景勝地

町村名	名称	概要
邑南町	志都の岩屋	岩石の団塊・岩海で県指定天然記念物。奇岩・怪岩めぐりのハイキングコースでは弥山からの眺望がすばらしい。神社は、山岳信仰で鏡岩を神体岩とし仰いだもので縁結びの神としても崇められている。老木が枝を交え昼なお暗く、太古の神代の昔を偲ばせてくれる。島根 60 景の一つ。
	阿佐山	瑞穂町の最西端にある標高 1,218m の山。西中国山地国定公園地域にあり、ブナ・カラマツの茂る中腹からの眺望がすばらしい。北斜面を利用してオープンした瑞穂ハイランドは、全長 8,100m の林間コースおよびバレーコースも整備されて、雪質のよいハイセンスのスキー場として脚光を浴びている。
	西蓮寺	西蓮寺の楼門は、越後の国の信徒、豊原喜一郎の作といわれ、総けやき入母屋造りで、一切金釘を使っていない。特に彫り物は、白木に六頭の龍、四対の獅子、鶴と雲、花に極楽鳥と華麗な彫刻である。島根 60 景の一つ。
	自然回帰高原	村域の南部、海拔 502m の伴蔵山地域に建設されたリゾート地区である。高原には、展望所 2ヶ所、古代住居風の山小屋、キャンプ場、わさび田、観光栗園も整備され、3km にわたる遊歩道も整備された。伴蔵山とその周辺の高原地形は起伏が複雑であり、また江の川にかかる霧の流れとその変化は微妙で神秘的でさえある。

出典：しまね観光ムック（平成 8 年 社団法人 島根県観光連盟）
島根観光辞典（平成 9 年 社団法人 島根県観光連盟）

表 2.15 関係町の名水（島根の名水百選）

町村名	名称	タイプ	概要
邑南町	滝ヶ谷	くらしの清 水	滝ヶ谷川にかかる五段の滝で、別名観音滝。天然林に囲まれた表流水で水質がよい。散策路があり滝めぐりも容易。
	赤馬滝	ふるさとの滝	江の川水系の角谷川にある高さ 18m、幅 5m の滝で、赤毛の牛の伝説が残っている。周囲は自然環境に優れ、水量が豊富である。
	三滝観音	〃	三段の滝からなり、滝の山頂に観音堂がある。富豪野田氏の没落と悲惨な歴史の残る場所である。
	志都の岩屋の薬清水	歴史の泉	志都岩屋神社の御神体である鏡岩といわれる岩の間から出る湧水で、万病に効く御神水として飲用する人が多い。
	自然回帰水	暮らしの清 水	伴蔵山（501.6m）山中にある。ここに自然回帰高原が建設され、森林浴を楽しめるが、そのほぼ中心に自然回帰水がある。
	金亀水	歴史の泉	山中にある小さな池で、後醍醐天皇にまつわる伝説がある。水質はよく、水量も豊富である。
	清水池	〃	江の川の支流出羽川沿いにある小さな池。湧水量も豊富で、1年を通じて水温が 13 度の冷水で、夏は特に利用が多い。

出典：しまね観光ムック（平成 8 年 社団法人 島根県観光連盟）

表 2.16 関係町の主な年中行事・イベント

町村名	年中行事・イベント名	概要
邑南町	瑞穂の自然を食う会	4月下旬日曜日・10月上旬日曜日に青少年旅行村で行われる。瑞穂で採れた自然の味を都会の人たちを招いて一緒に食べて、飲んで、語り合おうという「食」のイベント。
	陰陽神楽競演大会	毎年秋に出羽体育館で行われる。県境を越えてたくさんの神楽団が夜を徹してその技を競い合う神楽のイベント。
	次の日祭り	5月21日～22日に行われる賀茂神社の例祭。21日には3本の傘餅（直径4～5m）が奉納され、御神体と2頭の神馬（後に流鏝馬となる）とともに町を練って歩く。
	ほたるまつり	昭和38年に島根県唯一の天然記念物に指定された源氏ボタル。ボタルの棲むきれいな川と豊かな自然を大切に、長田川周辺でボタルの観賞と神楽の競演を楽しむまつりが毎年6月中旬に行われている。
	口羽まつり	10月4日～6日にかけて、神楽・田植ばやしなどが行われる。
	神楽競演大会	毎年11月3日に地元神楽社中と近隣町村の神楽社中により神楽の競演大会が行われる。
	アユのつかみどり	江の川、出羽川の清流に泳ぐ天然のアユは、昔から人々に親しまれてきた。このイベントは7月中旬～8月下旬にかけて行われ、アユのつかみどりの楽しさが満喫できるとともに、その場で塩焼きにして食べるアユのおいしさは別格である。
	もみじまつり	紅葉の美しい時期（10月下旬）に伴蔵山で開かれる。別名観音まつりともいわれ、山あいに読経が響き、多くの人々が神秘的な行事に魅了される。
	リゾートまつり	「ほたる舞う自然回帰の里はすみ」のシンボルとして建てられたリゾートセンター周辺において、10月下旬～11月上旬にかけて実施される。農産物・農産加工品の展示即売会や神楽など多彩な催しがあり、村内外の人々にぎわう。
	鹿子原の虫送り	実盛伝説に基づく虫送り行事で毎年7月20日に行われる。笛、太鼓、かねの囃子に合わせて踊る素朴な行事。

出典：しまね観光ムック（平成8年 社団法人 島根県観光連盟）
 瑞穂町勢要覧（平成14年 瑞穂町）
 羽須美村勢要覧（平成13年 羽須美村）

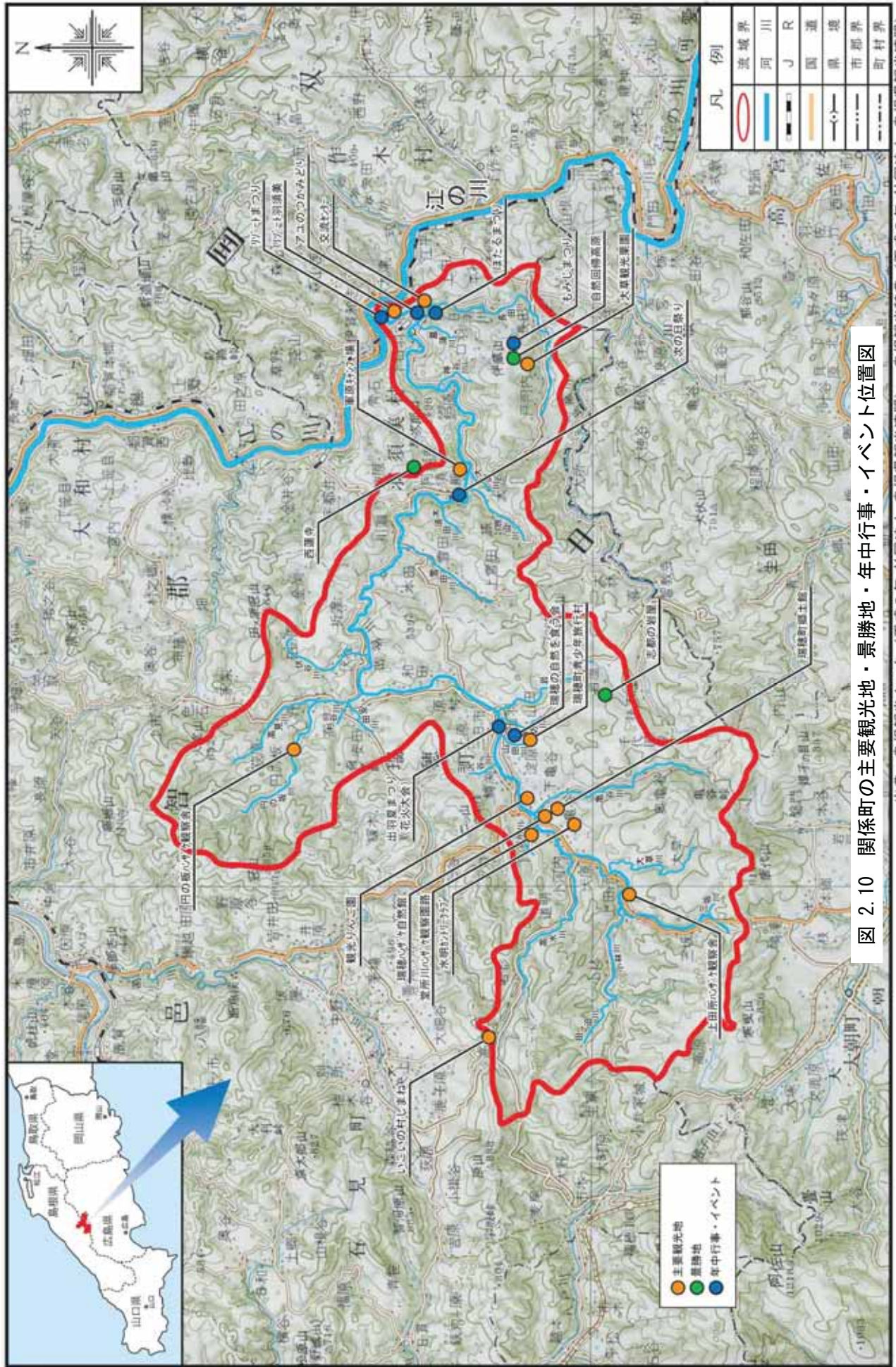


図 2.10 関係町の主要観光地・景勝地・年中行事・イベント位置図

出典：鳥根観光ムック（平成8年・社団法人 鳥根観光連盟）鳥根観光辞典（平成9年・社団法人 鳥根観光連盟）
 瑞穂町勢要覧（平成14年・瑞穂町）、羽須美村勢要覧（平成13年・羽須美村）、石見町勢要覧（平成13年・石見町）
 注）この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。（承認番号 平15 中複 第9号）

3. 出羽川流域の治水・利水・河川環境に関する資料

(1) 洪水履歴と治水事業の実施状況

出羽川は古くから大雨による洪水が多く、洪水記録は江戸時代、承応3年（1654年）から残っている。記録によれば、承応3年（1654年）から慶応2年（1866年）の212年間に71回の出水があり、平均すると、3年に1度出水していることとなる。6、7年も続けて洪水に見舞われているときもあり、特に天保8年（1837年）6月の大洪水では現在の三日市及び山田付近において17尺（約5メートル）増水し、出羽大橋が流出するなど各地に甚大な被害をもたらした。洪水の復旧として藩から受ける助成は非常に微々たるものであったため、復旧の大部分は百姓自身の肩と腕に頼って自力で成し遂げたものであった。

出羽川における昭和45年から平成22年まで41年間の洪水発生状況を水害統計より整理すると、表3.1に示すとおりである。（ここでの洪水は、水害統計に被害額が計上されているものをいう）この41年間でいずれの河川においても洪水被害が発生していることがわかる。

これらの水害のうち、出羽川に大災害をもたらした「昭和47年洪水」及び、「昭和58年洪水」の被害状況（浸水家屋数、被害額）を同じく水害統計により整理すると、表3.2、図3.2のようになる。昭和58年水害時の洪水写真を写真3.1、3.2に示す。昭和47年より昭和58年の被害が大きく、特に出羽川本川は非常に大きな被害を受けている。また、支川では高見川・雪田川・旅迫川等の被害が大きかったことがわかる。

昭和58年災害の後、河川災害復旧助成事業により、特に被害の大きかった羽須美村内の出羽川及びその支川、雪田川、木須田川、旅迫川の復旧が行われ、昭和62年に工事を完了している。

出羽川の治水計画は、58年災害復旧助成事業をはじめ、現在までにいくつかの河川改修事業が行われている。河川改修状況図を図3.3に示す。

表 3.1 洪水被害履歴一覧表

河川名	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計							
出羽川	1	1	1		1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1																					17			
長田川	1		1		1	1	1		1	1	1			1	1	1	1	1	1	1				1	1																						15		
菖蒲川	1		1											1	1	1				1																											4		
神谷川			1										1											1																							3		
大庭川			1		1	1								1																1																		5	
旅迫川			1			1							1	1																																		4	
木須田川			1									1		1																																		3	
雪田川	1		1		1	1		1	1	1		1		1																																	9		
伏谷川		1	1		1	1						1	1	1	1	1			1	1	1									1																	9		
高見川	1	1	1		1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																									15		
安田川		1	1		1								1						1	1																												7	
杉谷川												1	1																																			2	
田の板川		1			1								1																																			3	
岩屋川			1		1				1			1	1	1	1	1																																6	
黒坊川			1					1	1		1	1	1	1	1	1	1	1													1																	7	
山田川			1		1			1				1	1	1	1	1								1																								7	
三沢谷川		1	1					1				1	1	1	1	1															1																	6	
堂所川	1	1	1					1		1	1	1	1	1	1	1									1																							11	
亀谷川		1	1					1		1		1	1	1	1	1																																5	
高水川	1	1	1		1			1		1		1	1	1	1	1					2																										10		
大草川		1	1			1		1		1		1	1	1	1	1								1																								8	
小林川		1	1					1				1	1	1	1	1												1																					6
田ノ追川		1	1			1						1	1	1	1	1																																5	
三坂川		1	1									1	1	1	1	1	1	1																														5	
合計	7	13	22	0	5	8	10	0	11	3	8	3	3	24	0	17	0	7	4	5	2	0	0	5	0	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	1	0	172				

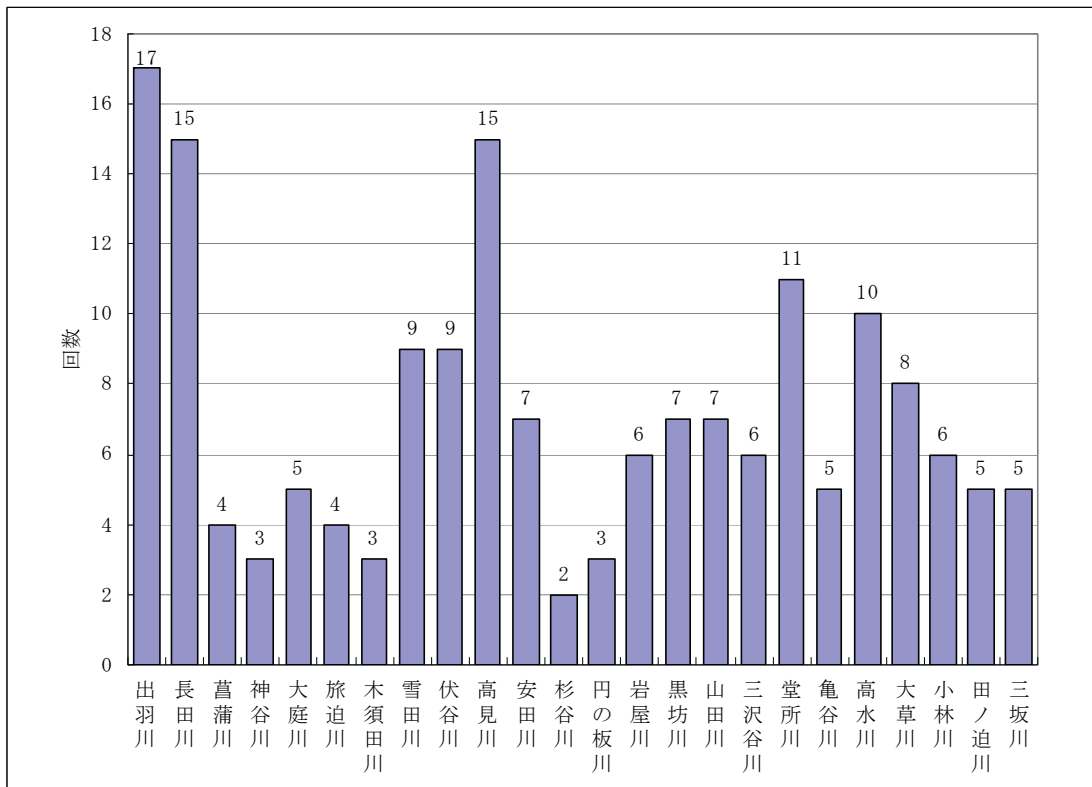


図 3.1 洪水被害回数 (S45~H22)

[出典：国土交通省（建設省）水害統計]

表 3.2 昭和47年・昭和58年洪水被害状況

年	月日	異常気象名	河川名	浸水家屋		全壊家屋	一般資産(千円)		公共土木(千円)		
				床下	床上		営業停止損失	農作物	河川	道路・橋梁	
S.47	6/6~ 7/23	梅雨前線 並びに台風6,7 及び台風9号	出羽川	19	1	0	22,123	1,817	24,158	6,359	
			長田川						986	0	
			菖蒲川							6,113	0
			神谷川							3,380	2,648
			大庭川							1,016	0
			旅迫川							2,540	543
			木須田川								450
			雪田川							3,818	4,692
			伏谷川							2,124	0
			高見川							1,170	1,931
			安田川	7	0	0	674	26	1,344	0	0
			杉谷川								
			円の板川								
			岩屋川							1,927	2,471
			黒坊川							1,545	0
			山田川							1,531	0
			三沢谷川							1,259	0
			堂所川	4	0	0	388	0	633	0	0
			亀谷川							4,139	3,601
			高水川							505	0
大草川							1,136	0			
小林川	1				75	34	0	341			
田ノ追川							232	0			
三坂川							296	0			
S.58	5/24~ 7/28	梅雨前線	出羽川	236	98	1	784,067	104,920	2,408,203	191,595	
			長田川	8	2	1	11,857	5,461	120,603	14,856	
			菖蒲川						6,976	0	
			神谷川						46,102	0	
			大庭川	4	3	1	7,868	2,151	125,204	0	
			旅迫川	8	0	2	28,982	4,468	283,539	0	
			木須田川	1	1	0	2,060	2,482	145,503	0	
			雪田川						569,980	4,850	
			伏谷川						96,048	0	
			高見川	67	9	1	71,821	15,478	182,699	7,824	
			安田川						28,484	0	
			杉谷川						12,022	0	
			円の板川	2	0	0	389	615	24,703	0	
			岩屋川	4	0	0	1,722	1,947	9,861	0	
			黒坊川	7	0	0	1,834	3,587	36,830	5,035	
			山田川						8,154	0	
			三沢谷川						47,690	0	
			堂所川						19,579	0	
			亀谷川						42,391	0	
			高水川	19	2	0	26,850	1,195	106,922	27,177	
大草川	1	0	0	195	2,255	32,194	0				
小林川						38,938	0				
田ノ追川						11,788	0				
三坂川						8,093	0				

<S47>

<S58>

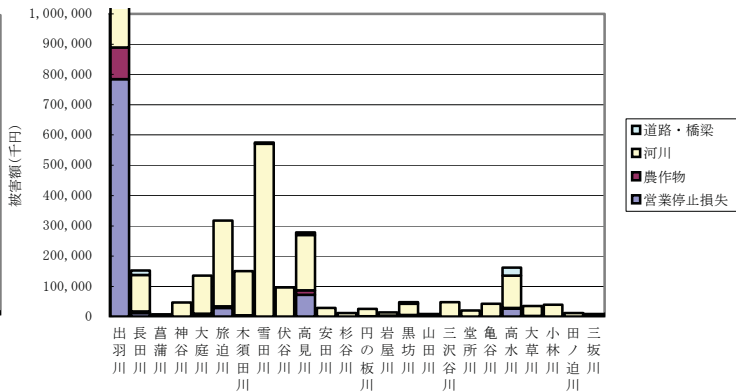
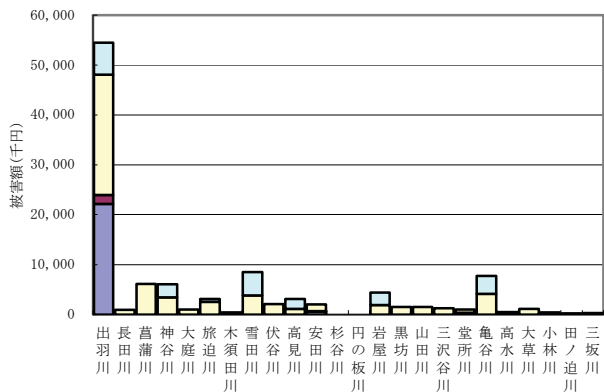


図 3.2 昭和47年・昭和58年洪水被害状況

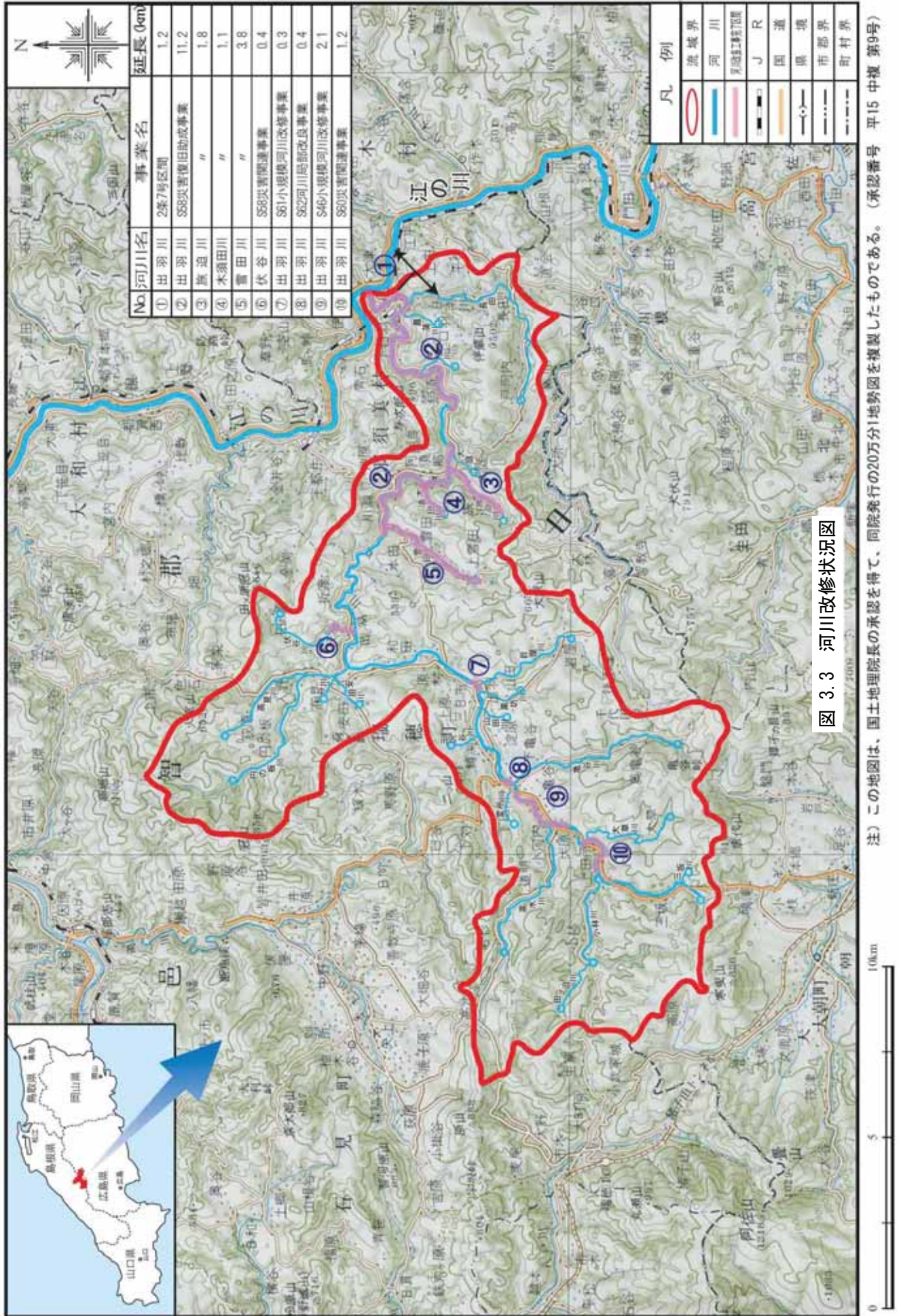
[出典：国土交通省（旧建設省）水害統計]



写真3.1 出羽川：出羽大橋（昭和58年7月洪水）



写真3.2 出羽川：琵琶甲橋（昭和58年7月洪水）



(2) 雨量観測所

出羽川流域内には表3.3に示すとおり雨量観測所が8箇所存在する。流域内および、島根県内近傍の観測所位置図を図3.4に示す。

表 3.3 雨量観測所一覧

	観測所名	管理者名	観測方法	設置年	設置目的・理由
雨量 観測所	下田所	県砂防課	テレメーター	1999年	砂防施設の運用管理
	下田所	県河川課	テレメーター	1998年	河川情報に関する基礎資料
	出羽	国	テレメーター	1983年	河川情報に関する基礎資料
	瑞穂	気象台	アメダス	1979年	気象予測および情報提供
	出羽川	中電	自記・簡易	1986年	発電施設の運用管理
	雪田	県砂防課	テレメーター	1999年	砂防施設の運用管理
	下口羽	邑南町	自記・簡易	1991年	町行政の基礎資料
	下口羽	県河川課	テレメーター	1998年	河川情報に関する基礎資料

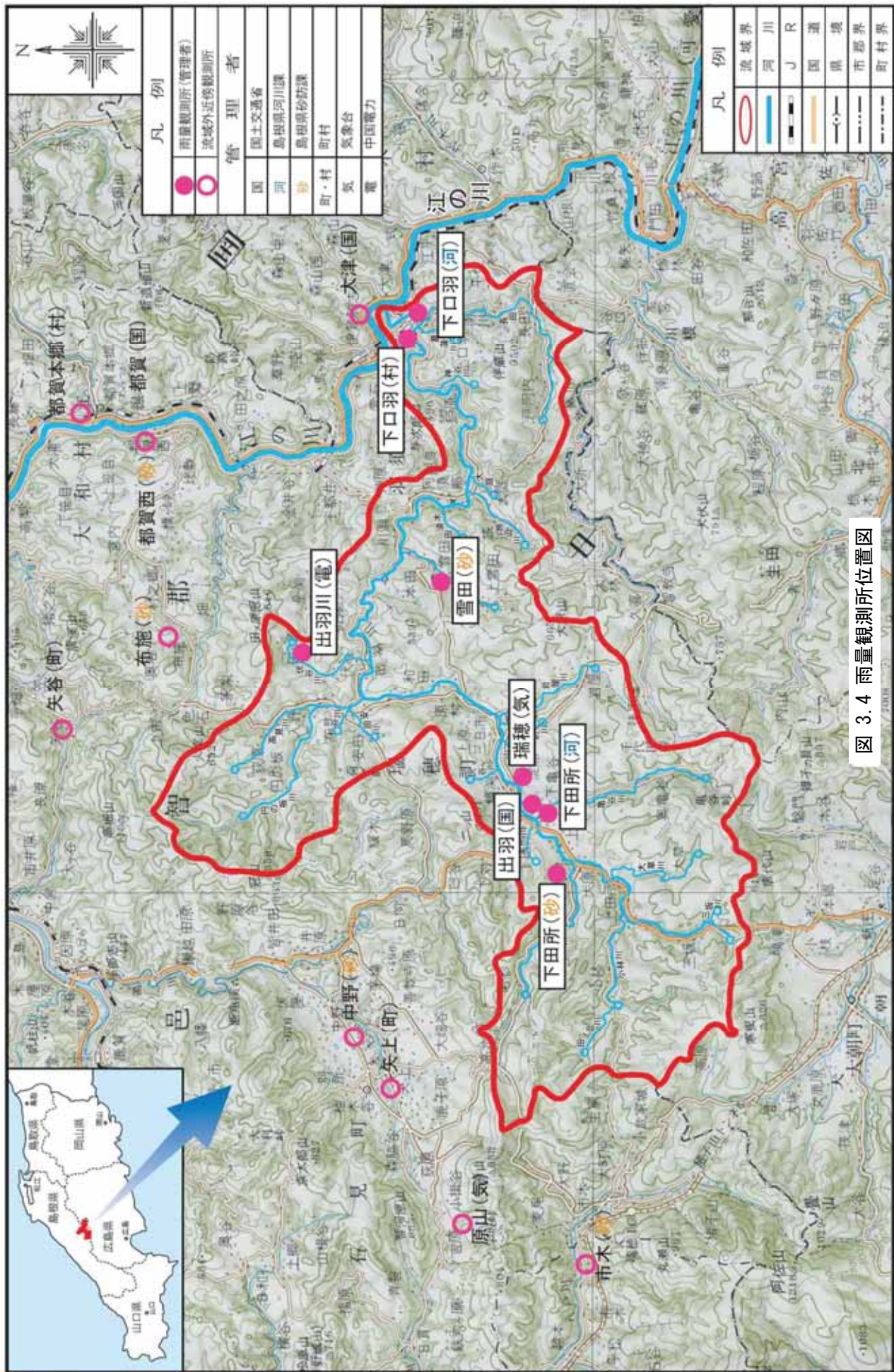


図 3.4 雨量観測所位置図

注) この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。(承認番号 平15 中覆 第9号)

(3) 計画高水流量

一級河川江の川本川の計画規模は1/100年確率であるが、支川出羽川については、流域の重要度や県内のバランス等を考慮し、1/30年確率の計画規模が必要である。

出羽川では、図3.3河川改修状況図（P. II-47）に示すとおり現在までに様々な河川整備事業が行われてきた。昭和58年7月の洪水後、特に被害の大きかった羽須美村では、資産が集中している区間を中心に災害復旧助成事業が行われ、一定計画の基に1/30年確率の規模で総延長11.15kmの河川整備が完了した。その後、昭和61年には小規模河川改修事業（現在の広域一般河川改修事業）により岩屋川合流点下流から三沢谷川合流点上流までの約1,850mの整備に着手した。その計画は、計画区間下流端からその下流伏谷川合流点付近までの流下能力が1/10年確率規模程度しかないことから、時間雨量50mm対応及び下流への影響を考慮し、1/10年確率の計画規模とした。さらに、昭和62年からは河川局部改良事業により堂所川の合流地点で365mの改修を実施した。なお、昭和58年以前では、瑞穂町の下田所地区で昭和46年から小規模河川改修事業により約2,070mの河川整備を完了している。

現在は、広域一般河川改修事業により計画延長約1,850mのうち岩屋川下流より旧瑞穂町の中心部に向けて約850mの河川整備を完了している。

また平成14年からは安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業として伏谷川合流点付近約1,750m区間の改修に着手し、現在は社会資本整備総合交付金事業として引き続き整備を進めている。

表3.4、図3.5に各改修計画諸元ならびに計画高水流量配分図及び流下能力図を示す。

表 3.4 河川改修計画諸元

事業名	実施期間	延長(km)	計画規模	到達時間内降雨強度(到達時間)	流出計算手法	計画高水流量(m ³ /s)
S58災害復旧助成事業	S58～S62	11.15	1/30	21mm/h[194mm/日] (240分)	合理式 (伊藤A)	740
S61小規模河川改修事業	S61～	1.85	1/5	38.5mm/h (90分)	合理式	560
S62河川局部改良事業	S62～H12	0.37	1/5	41mm/h (76分)	合理式	525
S46小規模河川改修事業	S46～S60	2.07	1/5	51mm/h (46分)	合理式	490
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業	H14～	1.75	1/10	28mm/h (130分)	合理式	690

[出典：河川改修計画実施要領 1991年 島根県土木協会
記録誌 58災害 1988年 島根県羽須美村]

(4) 水利用の状況

出羽川流域における水利用の状況は表3.5に示すとおりであり、農業用水としての利用が最も多い。また、発電用水としても利用されており、伏谷川合流点下流より最大： $2.23\text{m}^3/\text{s}$ 、常時： $1.66\text{m}^3/\text{s}$ 取水し、本田橋地点より還元している。

なお、平成6年は西日本の広い範囲で渇水に見舞われ、島根県では県下40市町村において渇水対策本部が設置され、節水の呼びかけ等の広報活動が行われたが、出羽川流域では特に大きな渇水被害は報告されていない。

表 3.5 許可水利、慣行水利 現況一覧表

H25.10 時点

整理 番号	河川名		水系別		関係市町村 (旧区分)	水利状況(農水)					
			指定延長 (km)	流域面積 (km ²)		許可水利		慣行水利		合計	
						件数	灌漑面積(ha)	件数	灌漑面積(ha)	件数	灌漑面積(ha)
1-318	出羽川	イワガワ	34.44	50.4	瑞穂町・羽須美村	14	94.280	37	336.200	51	430.480
1-319	長田川	ナガタガワ	4.00	13.2	羽須美村	0	0.000	29	22.571	29	22.571
1-320	菖蒲川	アヤマガワ	3.00	1.0	羽須美村	0	0.000	3	1.000	3	1.000
1-321	神谷川	カンダニガワ	1.20	1.7	羽須美村	0	0.000	15	8.240	15	8.240
1-322	大庭川	オオニワガワ	1.50	1.7	羽須美村	0	0.000	15	4.570	15	4.570
1-323	旅迫川	ルビツサカガワ	2.30	2.6	羽須美村	0	0.000	34	17.138	34	17.138
1-324	木須田川	キスダガワ	1.50	1.7	羽須美村	0	0.000	0	0.000	0	0.000
1-325	雪田川	ユキタガワ	2.80	5.5	羽須美村	0	0.000	21	379.614	21	379.614
1-326	伏谷川	フシタガワ	3.90	3.6	瑞穂町	2	6.800	5	7.600	7	14.400
1-327	高見川	タカミガワ	6.49	7.3	瑞穂町	1	0.500	9	22.900	10	23.400
1-328	安田川	ヤスタガワ	1.80	3.2	瑞穂町	0	0.000	9	12.720	9	12.720
1-329	杉谷川	スギタニガワ	0.60	1.5	瑞穂町	0	0.000	0	0.000	0	0.000
1-330	円の板川	エンノイタガワ	5.00	11.3	瑞穂町	0	0.000	5	16.050	5	16.050
1-331	岩屋川	イワヤガワ	4.50	6.8	瑞穂町	0	0.000	2	5.100	2	5.100
1-332	黒坊川	クロボガワ	1.80	3.8	瑞穂町	0	0.000	3	18.300	3	18.300
1-333	山田川	ヤマダガワ	0.80	1.4	瑞穂町	0	0.000	2	2.950	2	2.950
1-334	三沢谷川	ミサワダニガワ	1.00	2.1	瑞穂町	0	0.000	0	0.000	0	0.000
1-335	堂所川	ドウソコガワ	2.50	1.5	瑞穂町	0	0.000	10	4.110	10	4.110
1-336	亀谷川	カメタガワ	5.03	9.6	瑞穂町	0	0.000	17	38.610	17	38.610
1-337	高水川	コウスイガワ	3.60	10.0	瑞穂町	1	0.390	17	16.780	18	17.170
1-338	大草川	オオクサガワ	3.80	5.9	瑞穂町	0	0.000	10	11.420	10	11.420
1-339	小林川	コハヤシガワ	3.50	11.1	瑞穂町	0	0.000	7	11.220	7	11.220
1-340	田ノ迫川	タノサカガワ	2.00	4.2	瑞穂町	0	0.000	9	1.540	9	1.540
1-341	三坂川	ミサカガワ	0.30	1.0	瑞穂町	0	0.000	4	1.350	4	1.350
	合計		97.36	162.10		18	101.970	263	939.983	281	1041.953

[出典：島根県資料・島根県水利権一覧表]

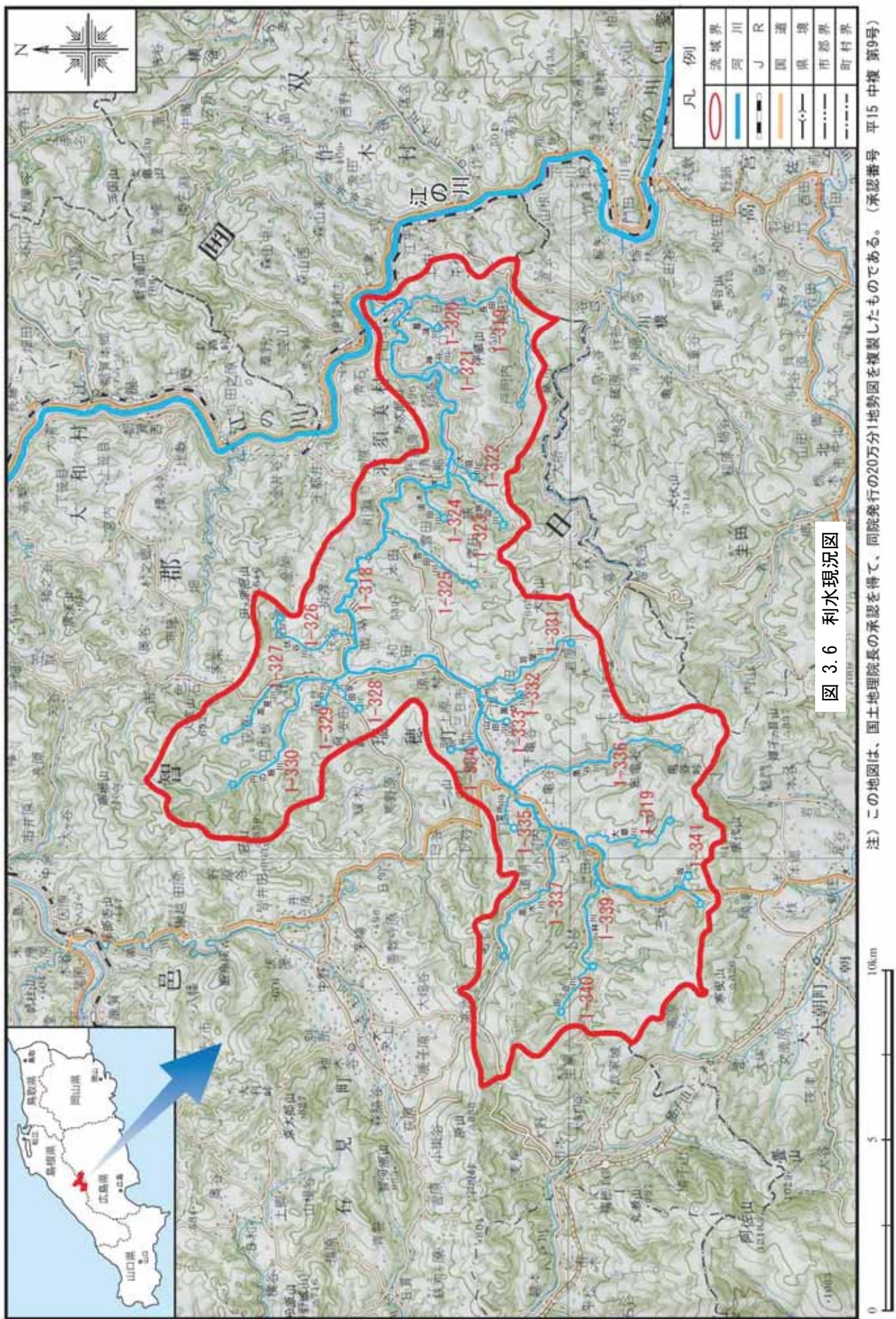


図 3.6 利水現況図

(注) この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。(承認番号 平15 中複 第9号)

(5) 流量及び水質

・流量

出羽川流域では流量の観測は行われていないため、近傍の八戸ダム流量観測データから流域面積按分により推算した流況を表3.6に示す。

表 3.6 八戸ダム・出羽川流況表(単位:m³/s)

流域名	流域面積	平均豊水量	平均平水量	平均低水量	平均渇水量	1/10渇水量
八戸ダム	164.0km ²	7.53	4.54	2.85	1.63	1.12
出羽川	162.1km ²	7.44	4.48	2.82	1.62	1.11

注) 八戸ダムデータ：昭和52年～平成22年(34年間)

・水質

出羽川流域では表3.7に示す地点において水質の観測が行われている。「公共用水域水質測定計画」に基づく観測箇所は『昭和橋』地点1箇所のみで、町独自に観測している箇所が、羽須美地域6ヶ所、瑞穂地域1ヶ所がある。また、近傍では江の川の『都賀大橋』地点において国により水質の観測が行われている。県(公共用水域水質測定)及び瑞穂地域では平成3年から、羽須美地域では平成6年度から水質観測が行われている。観測地点は表3.7、図3.8のとおりであり、過去20年間における水質結果を表3.9、図3.7に示す。

表 3.7 出羽川流域水質観測所状況

河川名	観測地点名称	データ期間	管理者	備考
出羽川	昭和橋	H3～H16	県	出典:公共用水域水質測定結果
〃	宗林寺橋	H10～H12、H17～H24	邑南町	
〃	土居橋	H6～H9	邑南町	
〃	田本橋	H6～H12、H17～H24	邑南町	
〃	雪田大橋	H6～H12、H17～H18	邑南町	
〃	雪田大橋上流	H6～H12	邑南町	
〃	本田橋	H6～H12	邑南町	
〃	楨原橋	H3～H12、H17～H24	邑南町	
江の川	都賀大橋	H3～H22	国	

注) 観測回数：昭和橋12回/年

雪田大橋・雪田大橋上流・本田橋:12回/年(H11～H13年) 2～7回/年(H6～H12年)

宗林寺橋・土居橋・田本橋・楨原橋:2～3回/年

都賀大橋:12回/年程度

出羽川における水質の環境基準値の設定はされていないが、昭和橋地点の「公共用水域水質測定結果」を環境基準値A類型と比較すると、ほぼ満足していることがわかる。また、下流の都賀大橋地点においてもA類型を満足していることから、出羽川の水質はおおむね良好であるといえる。

表 3.8 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/l 以上	1mg/l 以下	25mg/l 以下	50 MPN/100ml 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/l 以上	2mg/l 以下	25mg/l 以下	1,000 MPN/100ml 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以上	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5,000 MPN/100ml 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以上	5mg/l 以下	50mg/l 以下	
D	6.0 以上 8.5 以下	2mg/l 以上	8mg/l 以下	100mg/l 以下	
E	6.0 以上 8.5 以下	2mg/l 以上	10mg/l 以下	ゴミ等の浮遊が 認められないこと	

出典：「公共用水域・地下水水質測定結果報告書」

表 3.9 水質観測年平均值 (pHのみ最大・最小値表示)

項目	地点名	年度																							備考
		H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
BOD 生物化学的 酸素要求量 mg/l	昭和橋	1.4	0.6	0.5	1.0	1.3	1.4	1.4	1.9	1.0	0.9	0.7	0.7	0.5	0.5									75%値	
	宗林寺橋																								
	土居橋				3.4	1.2	1.1	1.2																	
	田本橋				1.6	1.7	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0														
	雪田大橋				2.5	1.9	1.0	1.0	0.9	1.1	1.0														
	雪田大橋上流				24.4	35.0	29.8	25.0	11.0	1.5	1.4														
	本田橋				4.1	1.9	1.0	0.8	2.7	1.0	1.0														
	榎原橋	1.1	0.8	2.2	1.2	0.9	0.7	0.9	1.3	1.0	2.8														
都賀大橋	1.9	1.6	1.9	1.9	1.7	1.7	1.1	1.2	1.3	1.0	1.2	0.7	0.6	0.8									75%値		
pH 水素イオン 濃度	昭和橋	7.2	6.5	6.6	6.8	7.1	7.1	6.8	7.4	7.4	7.1	7.1	7.0	7.0	6.8										
	宗林寺橋	7.7	7.8	7.6	7.7	8.0	8.2	8.1	8.8	7.9	8.1	7.6	7.5	7.3	7.4										
	土居橋				6.8	6.6	6.9	7.1																	
	田本橋				7.0	6.6	6.9	7.2	6.7	7.1	7.3														
	雪田大橋				7.0	6.5	7.0	7.3	6.4	7.1	7.3														
	雪田大橋上流				7.5	6.9	7.7	7.6	7.3	7.6	7.8														
	本田橋				6.9	6.6	6.8	7.2	6.9	7.0	7.1														
	榎原橋	7.2	7.1	6.6	7.3	6.8	7.1	7.0	7.2	7.2	7.5														
都賀大橋	7.2	7.3	6.8	7.0	6.5	6.9	7.0	7.0	7.1	7.2	7.3	6.9	6.5	6.6	7.0	6.9	7.3	7.0							
SS 浮遊物質量 mg/l	昭和橋	1.2	0.6	0.5	1.0	1.0	1.2	1.0	1.1	0.8	0.8	2.0	2.0	3.0	2.0										
	宗林寺橋										0.9	1.4	4.2												
	土居橋				3.8	3.1	7.1	2.4																	
	田本橋				2.7	1.5	1.9	2.0	0.7	1.1	4.2														
	雪田大橋				3.3	1.0	1.5	2.5	2.0	2.4	1.9														
	雪田大橋上流				51.5	12.8	12.1	12.1	16.5	20.8	10.2														
	本田橋				4.5	1.1	1.8	1.8	5.8	2.3	2.9														
	榎原橋	2.6	4.2	32.5	2.5	2.0	1.9	3.7	2.7	1.4	2.4														
都賀大橋	8.0	4.0	5.0	6.0	4.0	4.0	3.0	2.0	27.0	3.0	2.0	2.0	4.0	4.0	2.8	5.0	2.7	3.6	2.6	3.0					
大腸菌群数 MPN/100ml	昭和橋	8,500	7,800	3,800	4,300	690	3,700	1,000	2,200	4,800	4,700	19,000	9,300	2,600	7,900										
	宗林寺橋																								
	土居橋				27,300	3,700	4,700	25,700																	
	田本橋				11,800	2,400	4,300	13,700	5,200	1,200	1,500														
	雪田大橋				9,200	9,600	5,000	13,000	23,100	7,000	7,900														
	雪田大橋上流				40,500	30,000	17,300	60,000	11,000	52,000	13,400														
	本田橋				2,900	9,700	5,000	13,100	23,100	7,000	3,800														
	榎原橋	43,500	11,900	9,100	3,300	1,100	6,700	25,700	16,700	2,000	7,900														
都賀大橋	27,000	2,200	5,500	4,800	9,500	49,000	10,000	12,000	21,000	1,300	2,100	630	2,000	2,900	2,500	4,400	1,000	1,700	990	1,800					
DO 溶存酸素 mg/l	昭和橋	10.1	10.4	10.0	11.0	11.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	11.0	10.0	11.0										
	宗林寺橋																								
	土居橋				10.6	12.0	8.8	10.0																	
	田本橋				12.3	9.4	13.0	9.1	9.4	9.8	10.8														
	雪田大橋				11.7	11.0	11.2	10.3	9.5	10.2	10.5														
	雪田大橋上流				9.5	9.0	10.7	11.0	8.6	9.2	9.4														
	本田橋				11.3	11.0	12.2	8.3	9.0	9.6	10.7														
	榎原橋	11.0	10.5	11.0	11.0	11.0	11.5	10.3	11.3	9.2	8.8														
都賀大橋	9.7	10.0	10.0	9.8	10.0	10.0	10.0	9.9	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0		

注1) 昭和橋、都賀大橋のBODは75%値、他は平均値
 注2) 観測回数： 昭和橋 12回/年
 雪田大橋・雪田大橋上流・本田橋 12回/年(H11~H13年)、2~7回(H6~H12年)
 宗林寺橋・土居橋・田本橋・榎原橋 2~3回/年
 都賀大橋 12回/年程度

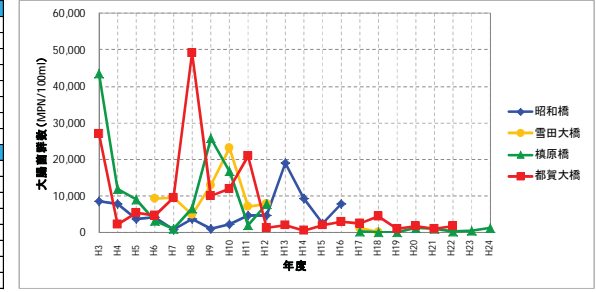
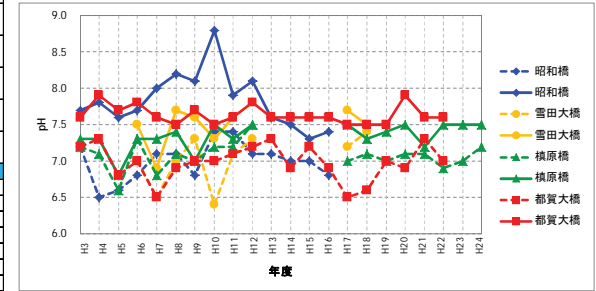
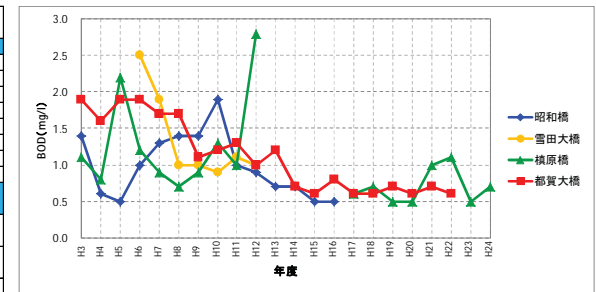


図3.7 水質グラフ
 (上から「BOD」、「pH(実線:最大値、破線:最小値)」、「大腸菌群数」の経年変化)

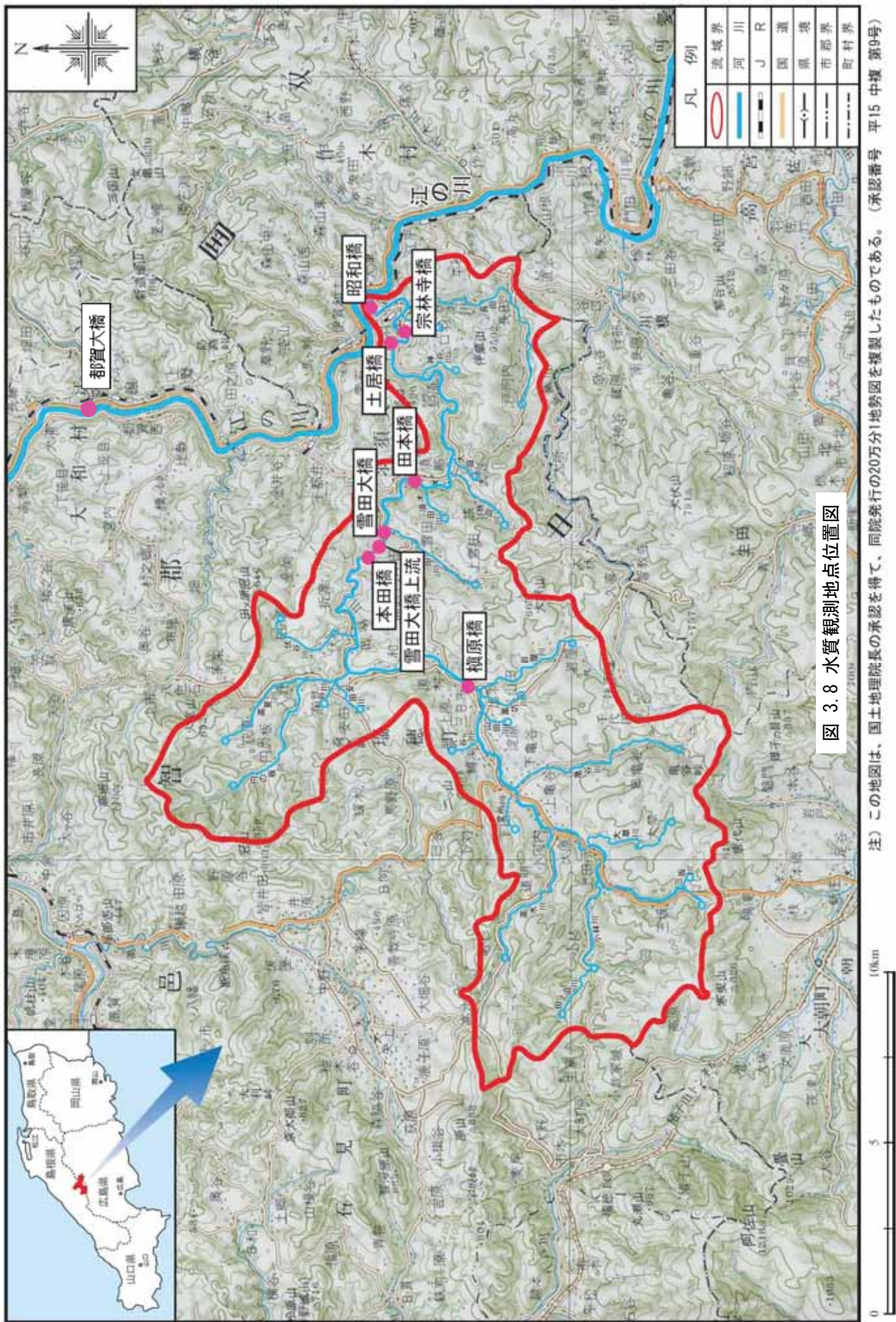


図 3.8 水質観測地点位置図

注) この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を複製したものである。(承認番号 平15 中環 第9号)

(6) 河川環境

出羽川流域は、その8割以上が山林であり、コナラ群落、コバノミツバツツジーアカマツ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林がその大半を占めている。農耕地は流域の約1割であり、水田を中心に、本川及び支川に沿うように分布している。

河道内には多くの瀬や淵が交互に連続して形成され、中州及び寄州にはツルヨシ群落やヤナギ低木林が繁茂している。また、山付区間も多く見られ、川面まで迫る落葉広葉樹林（コナラ群落等）や竹林が形成されているなど、魚類等の良好な生息環境となっている。

水質については、ほぼA類型の基準値を満足しており良好であるといえ、アユやサワガニ等の比較的きれいな水に生息する生物が多く見られる。

このような良好な河川環境の中、出羽川流域にはカワムツB型、カワヨシノボリ、アユを中心に20種の魚類が確認されている。その中でもオヤニラミは、「改訂版しまねレッドデータブック」の絶滅危惧Ⅰ類種及び瑞穂町の天然記念物に指定されており、ツルヨシ等の水際植生のある緩流域、堰等の湛水域等を生息域とする。出羽川流域においては、本川及び支川の下流部に生息している。その他、「改訂版しまねレッドデータブック」の絶滅危惧Ⅱ類種のカワヤツメ、スナヤツメ、イシドジョウ、カジカ大卵型や準絶滅危惧NT種に指定されているアブラボテ、アカザ、オオヨシノボリ、アユカケも生息しているが、近年、その個体数は減少している。

また、出羽川流域は、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの生息しており、特に中・上流域や支川には多く生息しているため、河川工事において個体の保護、移動が行われた例もある。瑞穂町内では、約5,000頭が生息していると推定されている。

流域内ではゲンジボタル、ヘイケボタルともよく見られる。特に本川及び長田川の下流域一帯は、県下でも稀なゲンジボタルの発生地であり、『口羽のゲンジボタル及びその発生地』として、県の天然記念物に指定されている。

4. 関連諸計画

(1) 江の川水系河川環境管理基本計画

1) 河川空間環境管理の基本理念

中国地方最大の流域を有する江の川は『中国太郎』の異名を持ち、「雄大な川」「自然に恵まれた川」として中国地方中央部の象徴的な存在となっている。

江の川の河川空間環境管理は、地域社会が調和し未来に向けて子孫に引き継ぐべき望ましい河川像をめざし、次に示す事項を基本理念とする。

①基本理念

<テーマ>

— 陰陽を結ぶ中国太郎・水と緑に親しむ潤い空間をめざして —

<基本理念>

- ①江の川を豊かな水辺と潤いのあるふれあい空間に
広々としたオープンスペースを生かし、親しみのあるふれあい空間を創造する。
- ②江の川を心に映えるふるさとに
豊かな水と緑の中でやすらげるふるさとの川として、美しい自然を守り育む。
- ③江の川を地域の活力を育む空間に
情緒豊かな人間性と連帯感を育み、地域の活力となる空間を創造する。

②河川空間環境管理の基本方針

江の川水系河川空間環境管理は、基本理念をふまえ河川の適正な利用を図るため、次の事項を基本方針とする。

- ① 治水および利水計画との整合
- ② 流域との調和
- ③ 湖に親しむ空間の創造
- ④ 自然とふれあう空間の創造
- ⑤ 巴につどう活力空間の創造
- ⑥ 川とふるさとの歴史・文化を結ぶネットワークの形成
- ⑦ 自然環境の保全

③ブロック計画

基本理念、基本方針に基づき、河川空間を河川、流域及び地域の特性に応じてブロック区分することによって、快適な環境の創造を図るものである。

江の川水系河川環境管理基本計画のブロック区分は表4.1に示すとおり、「田園ブロック」、「湖ブロック」、「巴ブロック」、「自然景観ブロック」、「江ブロック」の5ブロックに区分されている。各ブロック毎の管理及び基本方針を表4.1に示す。

このうち出羽川流域は、「田園ブロック」及び「自然景観ブロック」に該当する。

表 4.1 各ブロックにおける管理方針・基本方針

	管 理 方 針	基 本 方 針
田園ブロック	<p>テーマ “ふるさとの川とふれあうやすらぎ空間”</p> <p>江の川上流部、馬洗川及び西城川等の地域で、沿川は田園風景が多く古くから川を中心に集落が存在している。このため、史跡、公園等と調和を図り、河川空間を散策、釣り、水遊び、軽スポーツができる地先利用型レクリエーション空間として心のやすらぎが得られるよう管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 散策、釣り、水遊び、軽スポーツ等ができる地先利用型のレクリエーション施設を整備する。 自然環境、河川景観の保全に配慮した護岸を整備する。
湖ブロック	<p>テーマ “森と湖にふれあう生き生き空間”</p> <p>土師ダム貯水池である八千代湖周辺及び灰塚ダム湖周辺で、各々広島市、三次市等の都市にも近く、四季を通じて多くの人々に利用されている。従って、ダム湖周辺の散歩道等と近傍各種施設の連携を図った、広域的レクリエーション広場をめざし、自然環境を生かしながら、水遊び、スポーツ、レクリエーション等の場として楽しめるよう管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広い高水敷を活用したスポーツ、レクリエーションが楽しめる運動広場等を整備する。 自然環境を生かしながら水遊びが楽しめる親水公園を整備する。 湖面や水辺の利用に配慮した護岸を整備する。 ダム湖周辺を近傍施設と連携を図ったサイクリングロード、遊歩道の整備を行う。
巴ブロック	<p>テーマ “活力と潤いの空間”</p> <p>市街化が進み、江の川流域の交通の要衝となっている地域で、江の川、馬洗川、西城川が巴状に合流する河川形態は春の尾関山の桜、夏の鶉飼い、秋の霧の海とともに三次のシンボルとなっている。この三川合流部に位置する広大な高水敷は、スポーツや散策等を楽しむ人々のふれあいの場として各年齢層に利用されている。このような状況を配慮し、利用要請の強い河川空間を、緑を配した語りの場、イベントの場及びレクリエーションが楽しめる場として管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広い高水敷を活用し、健全なレクリエーションが楽しめるよう、多目的運動広場の整備を行う。 水辺のレクリエーション利用に配慮した護岸を整備する。 堤防法面を活用し、周辺景観、各種イベントを配慮した護岸を整備する。 環境側帯等を利用し、憩いの場を整備する。 水際の自然植生は、治水機能に支障を及ぼさないよう管理する。
自然景観ブロック	<p>テーマ “豊かな自然とのふれあい空間”</p> <p>三次盆地の西端（尾関大橋）から邑智町の浜原ダムまでの区間及び神野瀬川等の支川で峡谷的自然と清流に恵まれ、江の川水系県立自然公園等、特徴ある空間を有する。この優れた自然を利用してカヌー競技、キャンプ等々人々の自然とのふれあいがある。従って、この豊かな自然を水と緑のオアシスとして将来的に残し、自然を活用したスポーツ、レクリエーションが楽しめるよう管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観、河川景観の保全及び周辺環境を配慮した護岸等を必要に応じて整備するものとする。
江ブロック	<p>テーマ “水辺の憩い空間”</p> <p>邑智町浜原ダムから河口の江津市までの沿川は、谷あい集落が形成され、豊かな流れを利用した水辺のイベントが各市町村において行われるとともに、各地先での鮎釣り、河口付近でのカヌー、レガッタ、ウィンドサーフィン等の水面利用がなされている。この水辺を利用したイベント、スポーツ、レクリエーションが楽しめるよう管理する。また、河口付近においては海浜レジャーと一体となった利用が楽しめるよう管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地先利用型イベントに配慮した護岸等を必要に応じて整備するものとする。 水辺レクリエーションの利用に配慮した施設及び護岸の整備を図る。

出典：江の川水系河川環境管理基本計画（平成元年3月 建設省中国地方整備局 島根県 広島県）

ブロック計画図

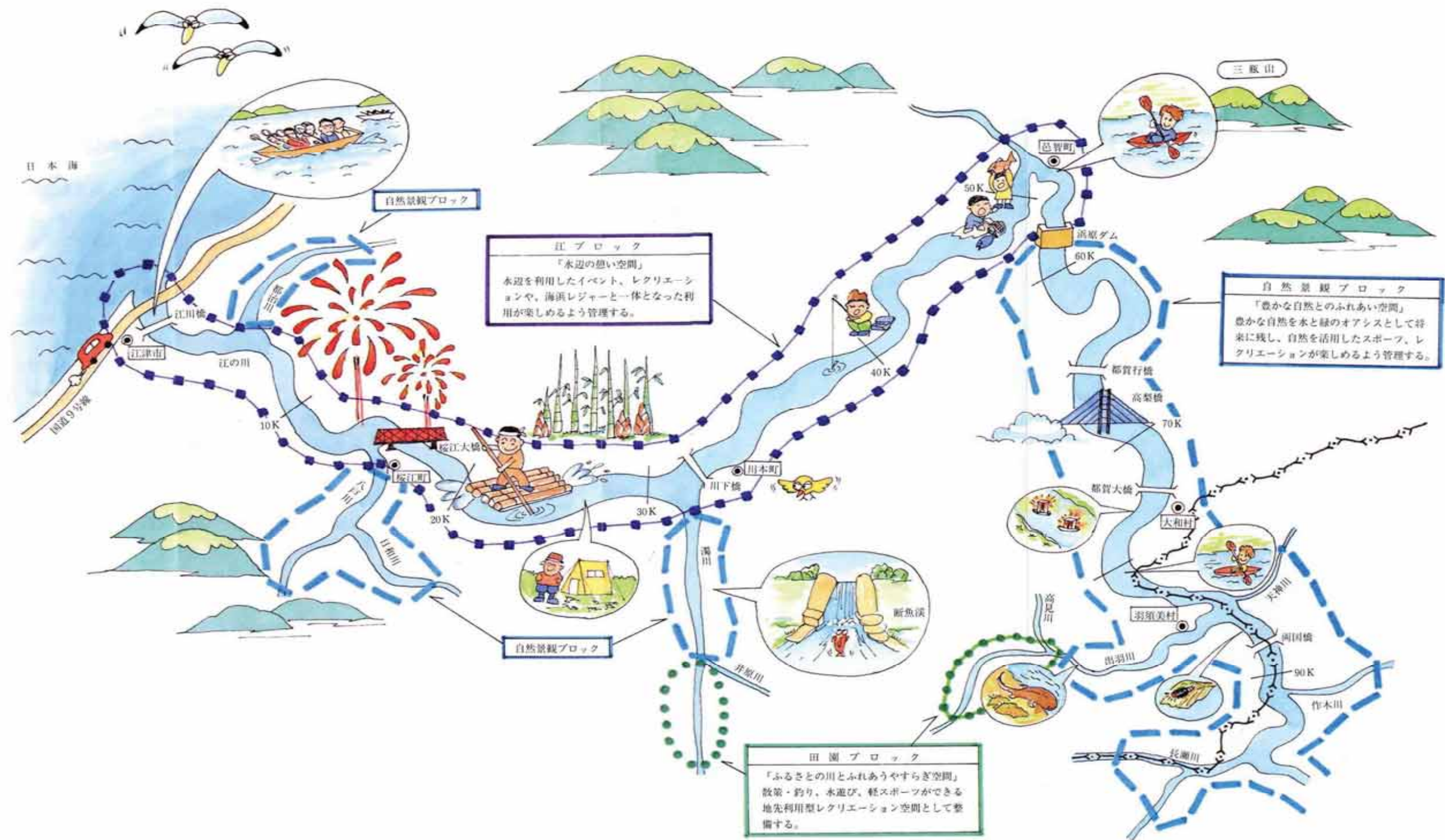


図 4.1 ブロック計画図

出典：江の川水系河川環境管理基本計画（平成元年3月 建設省中国地方整備局 島根県 広島県）

(2) 川本地区溪流環境整備計画

1) 基本理念

基本理念は、川本地区において砂防事業を実施するにあたり、「江の川ゾーン」及び「邑南ゾーン」2つの環境ゾーンにおける環境特性のうち、主に自然環境特性と社会環境特性を考慮しながら、「自然環境・景観の保全」、「自然環境・景観の創造」、「溪流の利用」の事項に対する基本的な考え方を簡潔に示すものである。各環境ゾーンにおける基本理念は、表4.2に示すとおりである。

表 4.2基本理念総括表

		江の川ゾーン	邑南ゾーン
基 本 理 念		江の川沿いの優れた 自然環境・景観の保全を図る	邑南の優れた自然と 里山景観を保全する
		自然環境と調和した親水性豊かな 溪流空間の利用を図る	地域計画と連携した里山に優しい 溪流空間を創造する
	解 説	・ 自然環境・景観の優れたこのゾーンでは、自然に配慮した砂防事業が基本となる。また、現在自然と共に営んでいる地域住民に脅威を与える土砂災害を防止し、安全でやすらげる環境の創出と自然の美しさを活かし、安心して水と親しめる、溪流環境の利用に配慮した整備方針が必要である。	・ 地域開発が盛んに行われているこのゾーンでは、開発によって失われつつある自然環境、田園牧歌的風景の保全が重要なポイントになる。また、石見町及び瑞穂町での“里山”的風景及び風土を損なわないよう、地域計画と連携しあい、安全性を考えた砂防施設を創造していく整備方針が必要である。

出典：川本地区溪流環境整備計画（平成10年3月 島根県）

2) テーマ

全体のテーマと各環境ゾーンにおけるテーマを表4.3に示す。

表 4.3テーマ総括表

		江の川ゾーン	邑南ゾーン
テ ー マ	全 体	悠邑ふるさとエコSABO	
	ゾ ー ン	緑の河谷に生命はぐくむ溪流づくり	人々の出会いを生み出す里山づくり

出典：川本地区溪流環境整備計画（平成10年3月 島根県）

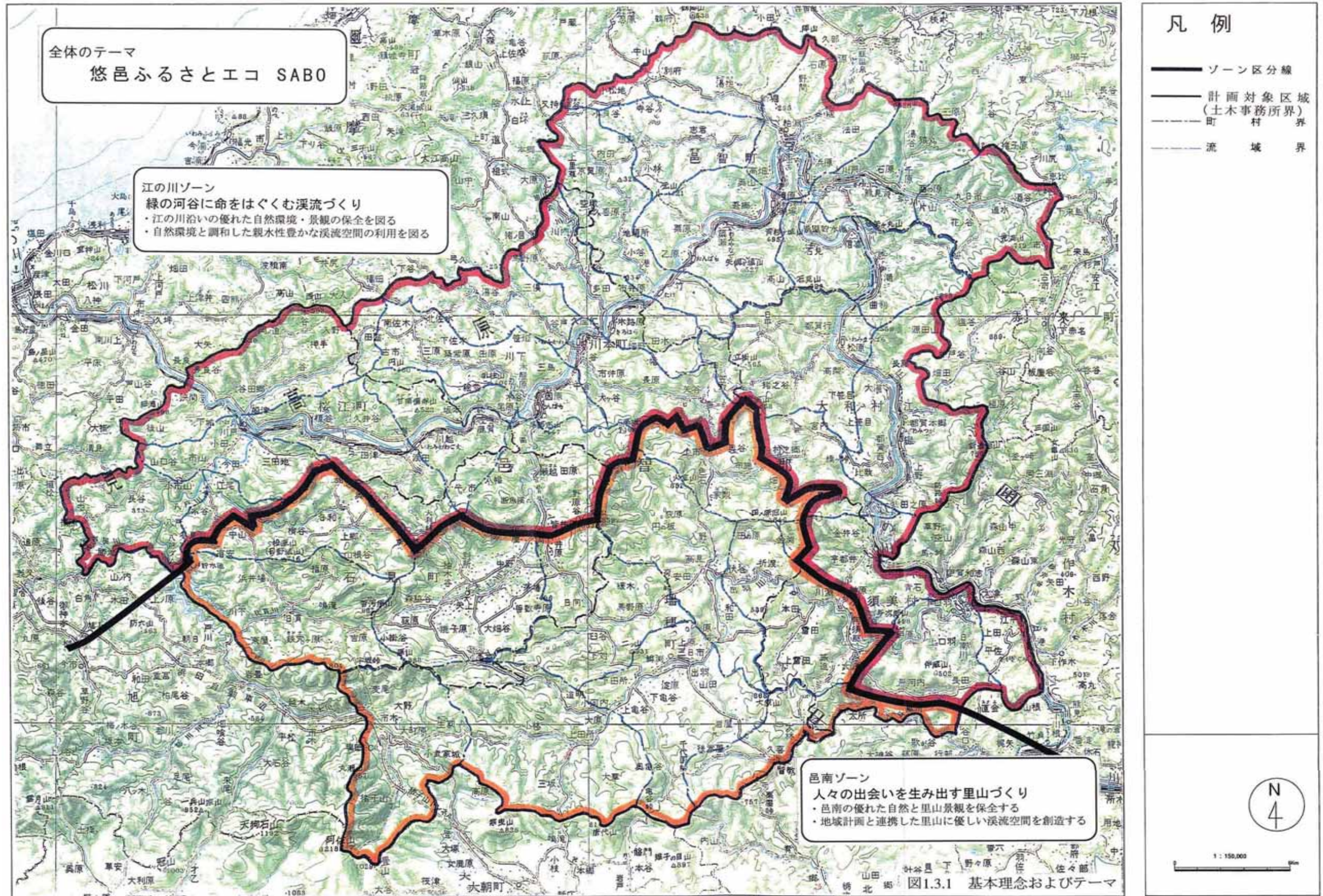


図 4.2 基本理念・テーマ

出典：川本地区溪流環境整備計画（平成10年3月 島根県）

3) 整備方針

整備方針は、基本理念を踏まえて、自然環境・景観の保全と創造、及び溪流の利用に配慮した砂防設備に関する考え方として、「江の川ゾーン」を上流域と下流域の2ブロックに分け、「邑南ゾーン」1ブロックとする計3ブロックに区分し、各計画単位（ブロック）区分毎に設定した。

このうち、出羽川流域は「江の川ゾーン（上流域）」及び「邑南ゾーン」に該当する。各計画単位における整備方針を表4.4～4.5に示す。

表 4.4 整備方針一覧表

環境ゾーン名	江の川ゾーン（環境ゾーン1）	
テーマ	緑の河谷に生命はぐくむ溪流づくり	
基本理念	江の川沿いの優れた自然環境・景観の保全を図る。 自然環境と調和した親水性豊かな溪流空間の利用を図る。	
計画単位の名称	江の川上流域（1-2）	
計画単位の特性	江川水系県立自然公園を含む邑智町、大和・羽須美村にあたるこの流域では、自然景観を主とした観光地が多く大和の7橋、蟠滝峡、大槇谷峡等が存在する。また、北部から南部にかけて流れる江の川では、鮎漁や火振漁等により水辺空間を利用している流域である。羽須美村では源氏ボタルの発生地として島根県の特別天然記念物に指定されており、現在出羽川沿いではホタル護岸を施した整備を行っている。溪流にもっとも係わりの深い動植物として、ヤナミ（魚類）、カカ（鳥類）、オサシヨウオ（両生類）、ゲンジボタル・ムシヤマ（昆虫類）等の生息が確認されている。	
環境要素の特性	<p>自然法規 動植物</p> <p>景観資源 観光資源</p> <p>地域計画 災害履歴 土石数 防災法</p>	<p>江川水系県立自然公園に指定されている。保安林・国有林の指定区域が多い。ヤナミ（魚類）、カカ（鳥類）、オサシヨウオ（両生類）、ゲンジボタル・ムシヤマ（昆虫類）、シラン・コヤシキ（植物）等の生息が確認されている。</p> <p>大和の7橋、蟠滝峡、大槇谷峡等の自然景観が優れている。</p> <p>鮎漁、火振漁、大和の7橋、赤馬滝、蟠滝峡、大槇谷峡等の自然的要素の高い観光地及び文化財が多い。</p> <p>中山間事業（農村公園）及びホタルの里公園事業が計画されている。</p> <p>4箇所 108溪流 江の川沿いに急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている。</p>
整備方針	方向性	過去にいくつかの土砂災害が発生しており、ひきつづき防災対策を行っていくとともに、江の川沿いの良好な自然環境・景観に配慮しつつ、自然を体感できる溪流空間の利用を図る。
	整備方針	施設整備に係わる配慮事項
	<p>▲自然景観と砂防施設とが融合した整備</p> <p>▲ヤナミ等の溪流魚の生息環境に優しい整備</p> <p>▲ゲンジボタル等の溪流に係わる動物の生息環境に優しい整備</p> <p>▲オサシヨウオ等の水生生物の生息環境に優しい整備</p> <p>▲自然を体感できる溪流空間の利用</p>	<p>▲大和の7橋、蟠滝峡等の優れた自然環境・景観の近傍で砂防工事を行う際、砂防施設と自然環境との調和を図るため施設の位置、規模について十分に配慮するとともに、天然素材を使った工法・構造を検討する。</p> <p>▲ヤナミ等の貴重な魚類の生息が確認されている付近で砂防工事を行う際は、事前に現地調査を行うとともに、魚類の産卵床と稚魚の生息環境を十分に把握し、砂防工事の施工時期に配慮する。また、施工によって失われる瀬、淵の再生を図る。また、上下流の連続性を損なわない様な工法・構造を検討する。</p> <p>▲ゲンジボタルの生息が確認されている溪流では、ホタル護岸等を施しその保全を図る。また、工事の際幼虫の生息場所となる溪畔林の植生に配慮するとともに、餌となるカマの生息環境を考え施工後の瀬と淵、植生の回復を図る。</p> <p>▲オサシヨウオ等の溪流に係わる動物の生息が確認されている付近で砂防工事を行う際、溪岸はできる限り自然のまま残す。また、瀬と淵の単純化は生息環境の妨げになるため施工後は、瀬と淵を造成し元の状態に戻す。</p> <p>▲砂防施設の周辺では、溪流とふれあえる親水性を考慮した空間として活用できるよう、親水護岸の設置、花木の植栽など、親水性と景観性が調和した整備を検討する。</p>

出典：川本地区溪流環境整備計画（平成10年3月 島根県）

表 4.5 整備方針一覧表

環境ゾーン名	邑南ゾーン（環境ゾーン2）	
テーマ	人々の出会いを生み出す里山づくり	
基本理念	邑南の優れた自然と里山景観を保全する。 地域計画と連携した里山に優しい溪流空間を創造する。	
計画単位の名称	出羽川・濁川・八戸川上流域（2-1）	
計画単位の特性	石見・瑞穂町を含む計画対象区域の南部にあたる地域。景観資源では、冠山や丸瀬山といった山の景観が多い。地域整備では出羽川周辺では防災事業が多く、国及び県主要事業も盛んに行われている。観光資源では、瑞穂ハイランドスキー場、瑞穂町青少年旅行村、香木の森、いこいの村しまねといった自然型施設が多い。溪流に最も係わりの深い動植物については、イトジョウ・ヤマミなどの魚類、アカショウビン・ヤマミ等の鳥類、オサシヨウウオ・ガジカガエル等の両生類、カマメ等の昆虫類が確認されている。また、クマカ・サバ等の猛禽類が生息しており、開発が進んでいる一方で豊かな自然も残存している地域である。	
環境要素の特性	自然法規 動物	西中国山地国定公園の一部を含み、保安林指定区域が広く分布している。 ヤマミ・イトジョウ・ゴギ（魚類）、アカショウビン・カマメ・ヤマミ・クマカ（鳥類）、オサシヨウウオ・ガジカガエル（両生類）、カマメ（昆虫類）等が確認されている。
	植物 景観資源 観光資源	コヤミズキ・サバサザミ・サギツ等が点在している。 冠山、阿佐山、丸瀬山、二ツ山からの展望等の自然景観が存在する。 瑞穂ハイランドスキー場、瑞穂町青少年旅行村、軍原キャンプ場、いこいの村しまね等の自然型施設や、中山・仮屋古墳群等の歴史型観光地が多い。
	地域計画 災害履歴	瑞穂 I.C 周辺整備事業、ふれあい総合農場等の主要事業が計画されている。
	土石数	109 溪流
	防災法	雪崩危険箇所の指定が出羽川周辺に多い。
整備方針	方向性	土石流危険溪流数が比較的多く、地域開発が盛んに行われていることから防災優先の考え方に基づくとともに、地域計画と連携した土砂流出防止対策を実施し、里山的景観及び自然環境の保全に努める。
	整備方針	施設整備に係わる配慮事項
	<ul style="list-style-type: none"> ▲自然景観と砂防施設とが融合した整備 ▲植生に配慮した整備 ▲ヤマミやゴギ等の溪流魚や溪流に係わる動物の生息環境に優しい整備 ▲クマカ・ハチマ等の猛禽類に配慮した生息環境に優しい整備 ▲観光・レクリエーションと関連した整備 ▲地域の風土・風景と調和のとれた整備 ▲地域計画と整合のとれた整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▲冠山、阿佐山、丸瀬山等の優れた自然環境・景観の近傍で砂防工事を行う際、砂防施設と自然環境との調和を図るための施設の位置、規模について十分配慮するとともに、天然素材を使った工法・構造を検討する。 ▲多様な自然植生などが分布している付近で砂防工事を行う際、工事用道路を設ける場合のルート選定に十分留意する。また、やむなく工事を行う際は、伐採・伐開を必要最小限に抑えるとともに施工後における植生の回復を図る。 ▲ヤマミ、ゴギ等の溪流魚、オサシヨウウオ及びガジカガエル等の溪流に係わる動物の生息が確認されている付近で砂防工事を行う際、渓岸は出来る限り自然のまま残す。また、瀬と淵の単純化は生息環境の妨げになるため施工後は、瀬と淵を造成し元の状態に戻す。また、上下流の連続性を損なわない様な工法・構造を検討する。 ▲クマカ・サバ等の猛禽類の生息が確認されている付近で砂防工事を行う際、必要に応じ事前調査を行い、生息や営巣が確認された場合は工事用道路の設置ルートの選定に十分配慮するとともに産卵及び巣立ちの時期の工事をなるべく避けるように配慮する。 ▲瑞穂町青少年旅行村、久喜林間学舎等の施設と隣接した付近で砂防工事を行う際、施設との関連に基づき砂防事業の啓蒙と潤いの場、自然観察及び自然学習の場を創出するなど積極的な砂防事業の展開を図る。 ▲地域の風土・風景が直接人目に触れる可能性のある場所で砂防施設を配置するときは、砂防施設と周辺環境との調和を図るために施設の位置、規模について十分に配慮するとともに、天然素材を使った工法、構造の採用や植樹による修景を検討する。 ▲地域開発が見込まれる付近では、安全な生活環境を確保するとともに、施設の修景や植樹等による植生の回復を図る。

出典：川本地区溪流環境整備計画（平成10年3月 島根県）

(3) 土地利用基本計画

島根県は、県内の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び島根県計画）を基本として、「土地利用基本計画」を策定している。

この「土地利用基本計画」の中では、地域類型別の県土利用の基本方向を示している。地域類型は「都市部」、「農山漁村部」、「自然維持地域」、「離島地域」の4つに区分されており、各地域類型の基本方向は表4.6に、出羽川流域の土地利用計画図は図4.3にそれぞれ示すとおりである。

表 4.6 島根県地域類型別県土利用の基本方向

地域類型名	基本方向
都市部	<p>中心市街地等における都市機能の集積や利便性等の確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等による土地利用の高度化、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市部や周辺の農山漁村部の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先する。</p> <p>また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、バックアップシステムや防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。あわせて、多様な都市機能のバランスよい配置や資源・エネルギー利用の効率化等により、環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による自然環境の再生・創出等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。</p> <p>特に、産業の集積が見込まれる都市部については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域を始めとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を促進する。</p>
農山漁村部	<p>豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応、UIターン受入態勢の整備等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、優良農地及び森林を確保し、その整備と高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。</p> <p>また、景観や生態系の維持、形成を図るとともに、都市部との機能分担や交流・連携の促進を通じ効率的な土地利用を図る。</p> <p>特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と農用地の集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、社会基盤の整備を図るなどの条件の不利を補正するとともに、高齢化・過疎化が著しく、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、集落の存続も懸念される中山間地域の維持・発展に資する取り組みなど地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。</p> <p>また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。</p>
自然維持地域	<p>数少ない原生的な自然を有する地域、絶滅の恐れのある種が生息する地域や水鳥などの飛来地など野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク*形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、都市部や農山漁村部との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。</p> <p>また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習やエコツアーリズム*等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。なお、地域開発計画の策定・実施に当たっては、希少野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮し、事業活動による希少野生動植物への負荷軽減を図る。</p> <p>*エコロジカル・ネットワーク：分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする構想、実践。 *エコツアーリズム：観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動。</p>
離島地域	<p>地理的な条件から経済活動や生活環境に一定の制約を受けているため、経済・生活関連施設の整備を促進し、離島の特性に応じた効率的かつ効果的な経済活動基盤及び良好な生活環境の形成を図る。このような条件整備によって自然・伝統文化などの特性（資源）を最大限に活かした離島観光や都市住民との交流促進、UIターン希望者の受入態勢の整備等を図る。</p> <p>また、農林水産業の振興のため、優良農用地の確保、健全な森林の整備・保全と、漁港及び沿岸漁場の整備や栽培漁業の推進等の生活基盤の改善を図るとともに観光と農林水産業の連携を図る。このため、今後の土地利用にあたっては、離島の持つ自然的、社会的特性と島民のニーズに配慮しながら総合的な土地利用を図る。</p>

出典：島根県土地利用基本計画（平成22年 島根県）

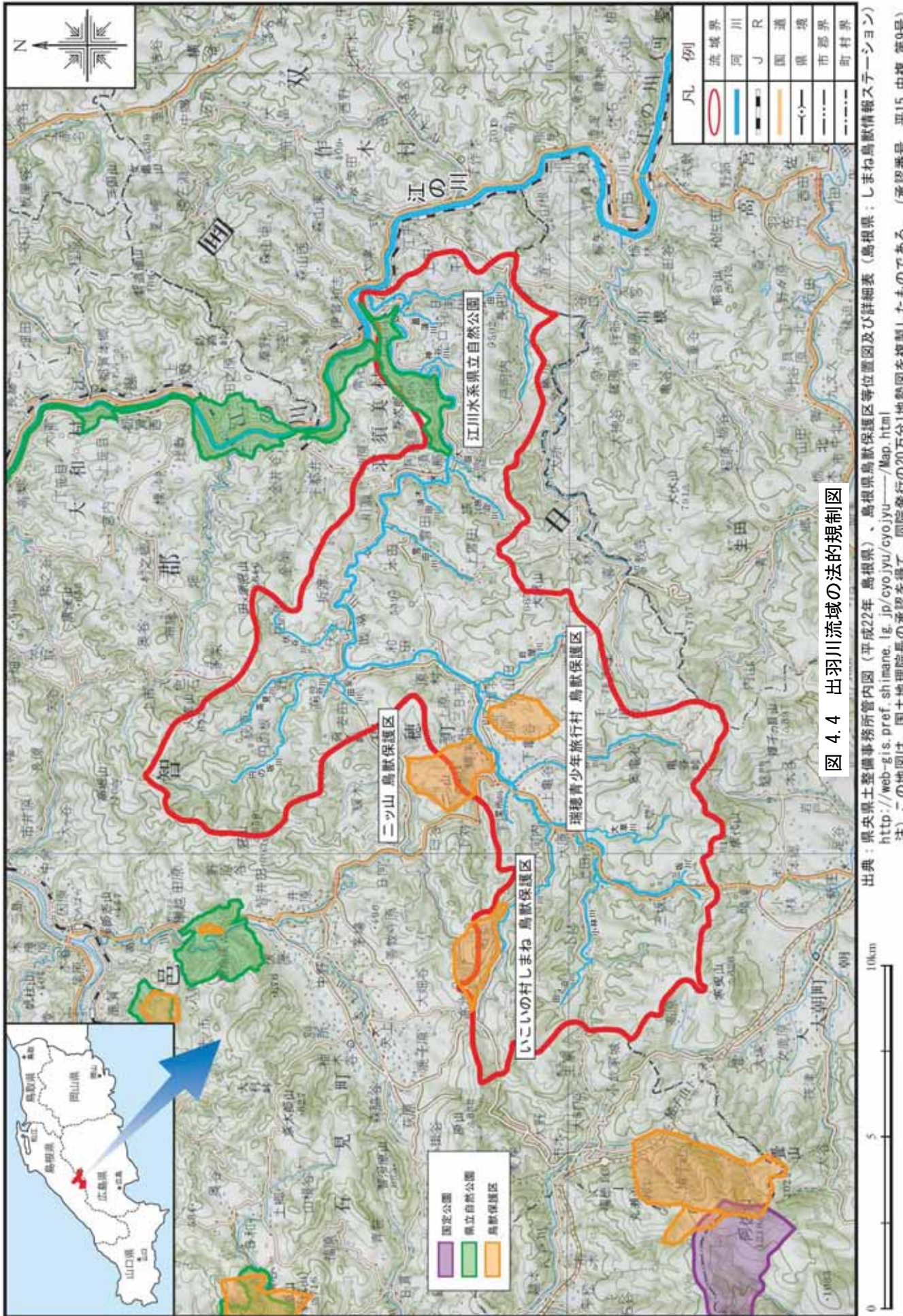
(4) 自然環境に関わる法的規制

出羽川流域における各種法的規制のうち、自然環境保全に関わる規制状況は表4.7に示すとおりである。

表 4.7 出羽川流域の自然環境に関わる法的規制

法律名	名 称	所在地	面 積	備 考
自然公園法	江川水系 県立自然公園	邑智郡邑南町 邑智郡美郷町	2,296.5(ha)	[指定] 昭和39年4月17日
鳥獣保護法	瑞穂青少年旅行村 鳥獣保護区	邑智郡邑南町	202(ha)	[期間] 平成24年11月1日 ～ 平成34年10月31日
	ニッ山 鳥獣保護区	〃	320(ha)	[期間] 平成15年11月1日 ～ 平成25年10月31日
	いこいの村しまね 鳥獣保護区	〃	250(ha)	[期間] 平成15年11月1日 ～ 平成25年10月31日

出典：県央県土整備事務所管内図（平成22年 島根県）
島根県鳥獣保護区等位置図及び詳細表（島根県；しまね鳥獣情報ステーション）
<http://web-gis.pref.shimane.lg.jp/cyojyu/cyojyu----/Map.html>



(5) 島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン

島根県公共事業等景観形成指針ガイドプランは、ふるさと島根の景観づくり条例（平成4年 島根県）の第34号9の第21条第1項の規定に基づき策定されたものである。

この指針の地域区分において、出羽川流域は「川本地域」に該当し、景観特性と景観形成方針は表4.8に示すとおりである。

表 4.8 出羽川流域（川本地域）の景観特性と景観形成の方向性

区 分		川本地域	
景観の特性	対象町村	邑智町、川本町、桜江町、石見町、瑞穂町、大和村、羽須美村	
	地域の景観印象	○豊富な水量を有し、ゆったりした流れを見せる江の川と、河川敷に連坦する農地や小樹林地が織りなす景観。 ○緑濃い山並みに囲まれた農地と特徴的な石州瓦の家並みが織りなす、穏やかな盆地農村集落の景観。 ○1,000m級の山々が連なる山岳や、山間の河川に展開する変化に富んだ渓谷等の自然性の高い景観。	
	主な展望地と景観資源	展望地	1)丸山 2)赤城山 3)空山 4)仙岩寺 5)野間 6)湯抱 7)浜原ダム 8)惣森 9)都賀西 10)伴蔵山 11)宮尾山 12)二つ山 13)総南山 14)いこいの村しまね 15)嶺山 16)平野山 17)渡り山、国道(261号・375号)、中国横断自動車道、JR三江線、主要地方道等
		自然	1)江の川水系県立自然公園の自然的資源(青杉ヶ城山、ガニ山、洞簫ヶ滝、江の川、宮尾山八幡宮東彼岸桜) 2)大亀山シイの森 3)大楨谷渓谷 4)蟠滝峡 5)志部の岩屋 6)赤馬滝 7)滝ヶ谷 8)三滝の観音 9)千丈溪 10)断魚溪 11)観音滝 12)龍頭ヶ滝 13)枕ヶ滝 14)木路原天満宮のムクノキ 15)妙用寺のサクラ 16)西蓮寺タラ葉 17)八幡神社御旅所のマツ 18)前土居のヒイラギ 19)四つ土居のキャラボク 20)今田水神の大ケヤキ 21)八戸大元神社のムクノキ 22)香木の森等
		歴史的・文化的	1)賀茂神社 2)諏訪神社 3)長江寺 4)正蓮寺及び桜門 5)甘南備寺、仙岩寺、西蓮寺 6)野伏原古墳 7)順庵原1号古墳 8)割田古墳 9)谷戸経塚 10)木谷石塔 11)丸山城跡 12)二つ山城跡 13)市山城址、石見銀山街道、渡り山等
		人工的・都市的	1)川本公園 2)金比羅公園 3)因原公園 4)千原桜公園 5)八幡城歴史公園 6)鳩山公園 7)ゴールドエンユートピア 8)ふれあい広場(邑智町) 9)リゾートセンター(羽須美村) 10)川下橋 11)あけぼの橋 12)信喜橋 13)高梨橋 14)大浦橋 15)宇津井大橋 16)瑞穂大橋 17)桜江大橋 18)鮎観橋 19)カヌー博物館 20)八戸ダム(桜井湖)、浜原ダム等
生活・産業	1)川角集落 2)上田集落 3)平佐の石垣 4)志谷集落、阿須那町通り、於保盆地等		
景観形成方針	全体テーマ	『豊かな自然資源の保全と、これらに包まれた穏やかな地域景観の形成を図る』	
	個別方針	○緑濃い山々と石州瓦の家並みが織りなす特徴ある盆地景観を生かし、これと調和した地域整備を進める。 ○多様な“顔”を見せる江の川等の河川景観、断魚溪等の渓谷景観の自然性を保全するとともに、これらの優れた水辺の景観と身近に接する場の整備に努める。	
	大規模行為実施に際しての地域別留意事項	○江の川沿岸の雄大で自然性の高い河川景観を呈する地域においては、流域部の景観特性を十分考慮し、適正な開発規模（建築物の高さ・配置、造成範囲の選定）や工法の検討を行う。 ○本地域の景観を特徴づける山間の盆地部においては、緑濃い山並みや河川等がその景観の骨格を成す重要な要素となっている。従って、大規模な造成行為等の実施に際しては、敷地の選定、工法、修景措置等を十分勘案の上行うよう配慮する。 ○浜田自動車道のIC周辺部においては、既存の町並みや山並みが織りなす地域景観を十分考慮し、適正な開発規模（建築物の高さ・配置、造成範囲の選定）や工法の検討を行う。 ○島根中央リゾート構想重点整備地区においては、良好な自然環境の保全に配慮するとともに、各地区における特性や整備の方向性を踏まえ、周辺景観と調和のとれた景観的に質の高いリゾート施設計画の立案を行う。 ○千丈溪等県立自然公園地域を中心とした良好な自然景観を呈する地域においては、その良好な自然環境の保全を図るとともに、周辺状況を十分に勘案の上、景観的に調和のとれた計画の立案を行う。	

出典：島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン（平成5年 島根県）

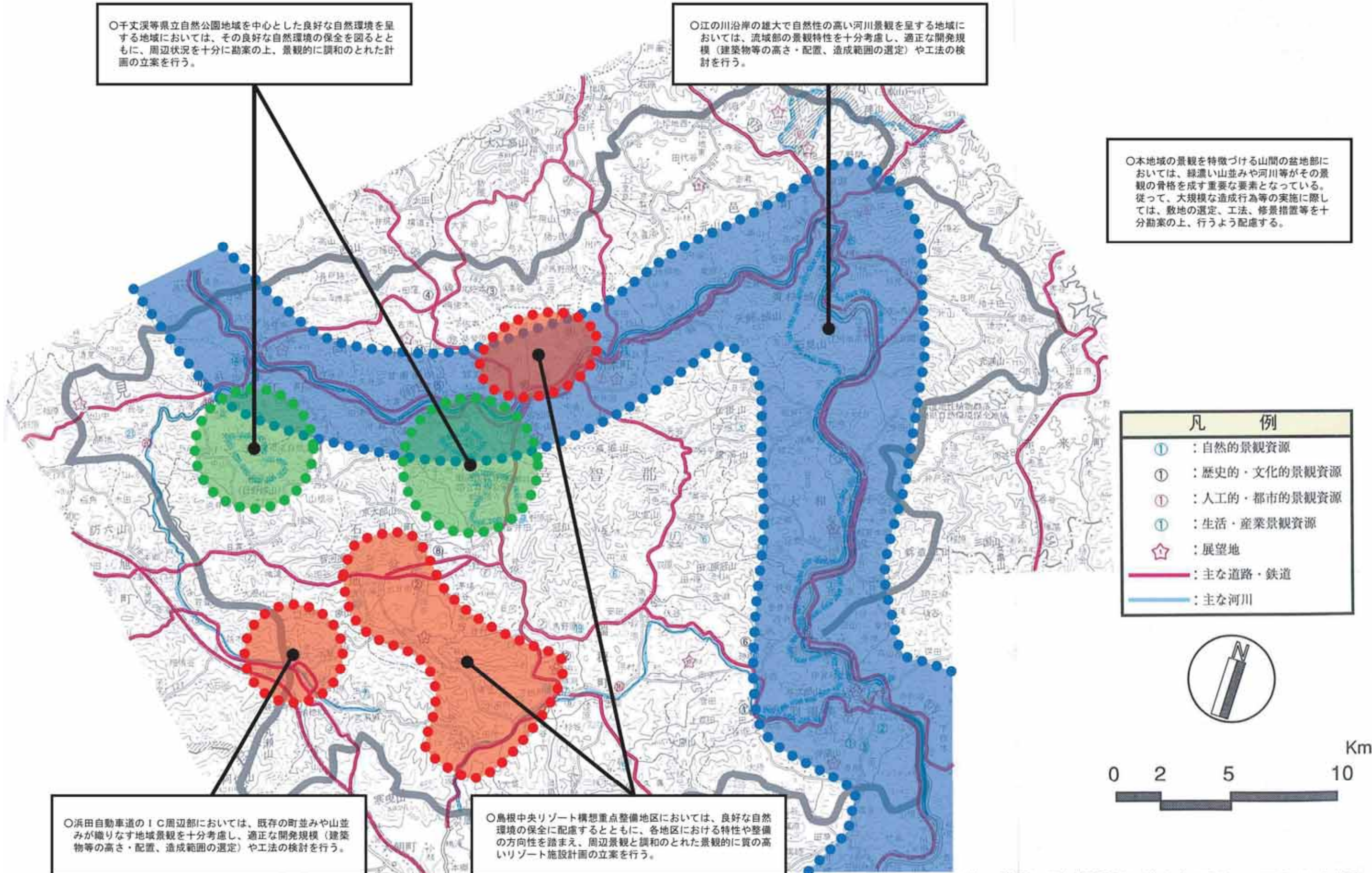


図 4.5 出羽川流域（川本地域）の景観形成の方向性

出典：島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン（平成5年 島根県）

(6) 邑南町第1次総合振興計画

表 4.9 計画の構成

邑南町の将来像	夢響きあう元気の郷づくり
町づくりの基本理念	「和」には、町民の協力・協働・協調を総称した意味合いが含まれていて「和」の運動が更に大きな輪になっていくよう、地方自治の本旨に基づいて住民主体のまちづくりを進めるため町民と行政が一体となって取り組んでいきます。
町づくりの施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域をつなぐ利便性の高い町 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域内を結ぶ道路網の整備 (2) 利用しやすい公共交通体系の整備 (3) 情報通信の機能充実と地域内の交流促進 2. 地域資源を活かした元気な産業の町 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新しい農業の創造 (2) 多目的活用の林業の振興 (3) 元気な商工業の振興 (4) 参加・滞在型観光の推進 3. 自然と共生の環境にやさしい町 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全な水の供給と水質保全 (2) きれいな町の環境衛生の推進 (3) 安全で美しい自然環境の保全 (4) 安心の防災・防火・防犯体制の充実 (5) 定住促進と住まいづくりの充実 4. こころ響きあい健やかに暮らす町 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生涯にわたる健康づくりの推進 (2) 安心の医療体制の充実 (3) 健やかな子育て環境の充実 (4) 高齢者福祉の充実 (5) 障害者福祉の充実 (6) 町民参加の福祉の推進 5. いきいきと心豊かに学ぶ町 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生きる力を育む教育の振興 (2) 地域を担う人材の育成 (3) 人権の尊重 (4) 地域文化の創造 6. 夢語る新コミュニティの町 <ol style="list-style-type: none"> (1) いきいき新コミュニティ活動の推進 (2) 互いに支えあうボランティア活動の推進 (3) 参画と協働の推進

出典：邑南町第1次総合振興計画（平成18年3月 邑南町）